

# 第二次大泉町自殺対策基本計画（素案）

～支えあい いのちを守る おおいずみ～

令和5年11月

大 泉 町

## 目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画の背景.....	1
2 計画の趣旨.....	1
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の期間.....	2
5 持続可能な開発目標（SDGs）との関連.....	3
第2章 自殺の現状.....	4
1 全国における自殺者数の推移.....	4
（1）全国の自殺者数の推移.....	4
（2）全国におけるコロナ前（R1）とコロナ禍（R4）の比較.....	5
2 大泉町の自殺に関する実態.....	6
（1）地域自殺実態プロフィール抜粋.....	6
（2）こころとからだの健康に関するアンケート結果.....	7
●調査の目的.....	7
●調査期間.....	7
●配布数及び回収数.....	7
3 計画（第一次）の評価.....	25
（1）評価目標.....	25
（2）評価指標.....	26
（3）計画掲載事業の実施状況.....	26
（4）計画（第一次）の評価まとめ.....	33
4 現状と課題の整理.....	34
（1）全国の現状・課題と対策.....	34
（2）大泉町の現状・課題と対策.....	34
第3章 計画の基本理念と基本方針.....	35
1 基本理念・基本方針.....	35
●基本理念.....	35
●基本方針.....	35
2 数値目標.....	36
3 基本施策.....	37
4 評価指標.....	38
第4章 基本施策の事業・取組.....	39
基本施策1 皆で支え合う環境づくりの推進.....	39
基本施策2 こころの健康づくりの推進.....	42
基本施策3 町民一人ひとりの気づきと見守りを促す.....	44
基本施策4 悩みやストレス解消への支援.....	45
基本施策5 自殺対策を支える人材の育成.....	49
第5章 自殺対策の推進体制.....	61
1 計画の周知の徹底.....	61
2 関係機関等との連携・協働.....	61
3 計画の進捗管理.....	61
■計画の進捗管理におけるPDCAサイクルのイメージ.....	62
資料編.....	63
1 計画策定の経過.....	63
2 自殺対策推進委員会設置要綱.....	64
3 自殺対策推進委員会名簿.....	65
4 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）.....	66
5 自殺総合対策大綱.....	71

# 第1章 計画の概要

## 1 計画の背景

平成18年10月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行されて以降、個人の問題と認識されがちであった自殺は社会の問題と認識され、国を挙げて自殺対策が総合的に推進されたこともあり、自殺者数が全国で3万人から2万人台へ減少してきました。

しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和元年度には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は11年ぶりに前年を上回り、決して楽観できる状況にはありません。

群馬県においても、平成28年以降300人を超える水準で推移しており、2019（平成31）年度からは第3次群馬県自殺総合対策行動計画―自殺対策アクションプラン（以下、「第3次群馬県アクションプラン」）を策定し、自殺対策の推進を図っています。

## 2 計画の趣旨

平成28年に、基本法（平成18年法律第85号）が一部改正され、すべての市町村で自殺対策計画の策定が義務付けられました。

そこで本町では、これまでの自殺対策に関連する施策の進捗状況や国の「自殺総合対策大綱」を勘案しながら、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、「支えあいのちを守る おおいずみ」を基本理念とした「大泉町自殺対策基本計画」（以下、「計画（第一次）」という）を平成31年3月に策定し、行政や関係機関などが連携を図りながら、総合的な取り組みを進めてまいりました。

しかし、令和元年度には、新型コロナウイルス感染症が日本でも急速に広がり、感染者が爆発的に増加したことを受けて、これまでの働き方や生活様式などが見直されるなど私たちを取り巻く環境が大きく変化しました。このことで、暮らしの不安やこころの悩みなど新たな課題も出現しています。

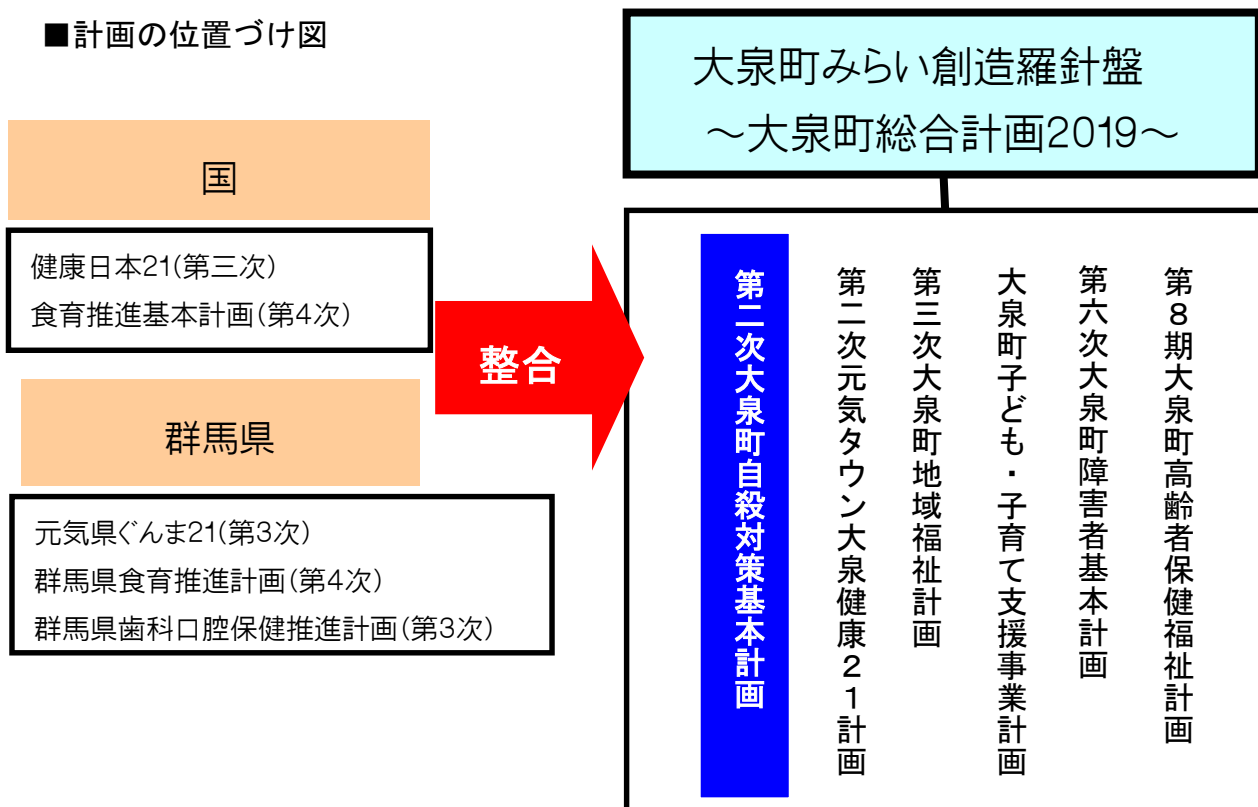
このような中、これまでの計画の推進の状況を踏まえ、さらなる対策強化を図るため、この度、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画期間とする「第二次大泉町自殺対策基本計画」（以下、「計画（第二次）」という）を策定します。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、改正自殺対策大綱（令和4年10月閣議決定）や第3次群馬県アクションプランを踏まえ、改正基本法第13条第2項（市町村自殺対策計画）の規定に基づき策定します。

また、本計画は町の最上位計画である「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」に基づき関連計画との整合・連携を図ります。

#### ■計画の位置づけ図



### 4 計画の期間

計画の期間は、2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6年間とし、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて計画の見直しを図ります。

	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	2027(令和9)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度
計画期間は、2024(令和6)年度から6年間						



## 5 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

自殺対策は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念の下、生きることの包括的な支援として社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開をする必要があります。

この考えは、「誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標である Sustainable Development Goals（以下「SDGs」という）の理念に合致するものです。

本計画において、特に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。本計画に掲げられた計画を推進していくことが、自殺対策のみならず、SDGsの達成のうえでも重要といえます。

	<p>【目標1】 貧困をなくそう</p>
	<p>【目標3】 すべての人に健康と福祉を</p>
	<p>【目標4】 質の高い教育をみんなに</p>
	<p>【目標5】 ジェンダー平等を実現しよう</p>
	<p>【目標8】 働きがいも経済成長も</p>

	<p>【目標10】 人や国の不平等をなくそう</p>
	<p>【目標11】 住み続けられるまちづくりを</p>
	<p>【目標16】 平和と公正をすべての人に</p>
	<p>【目標17】 パートナーシップで目標を達成しよう</p>

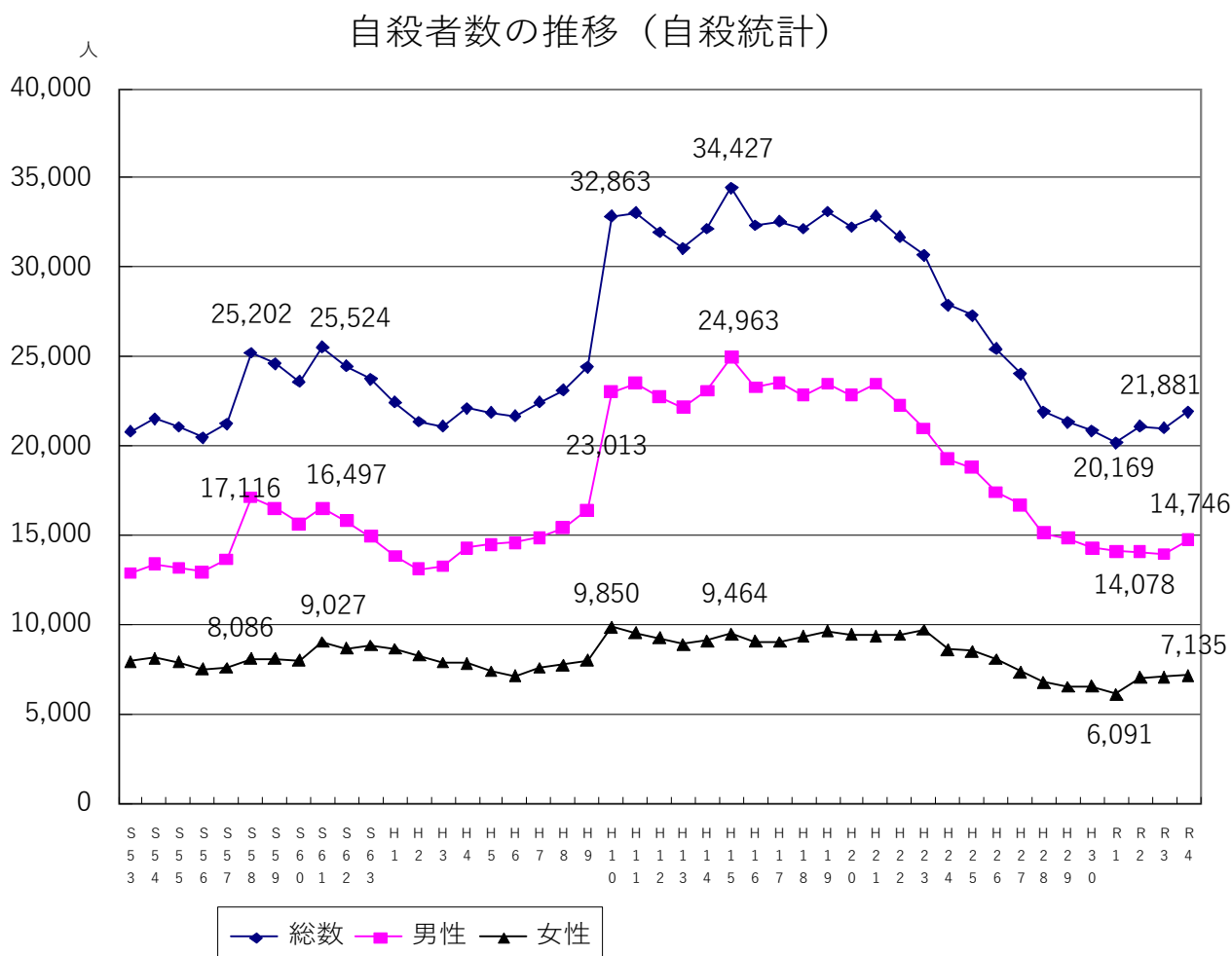
## 第2章 自殺の現状

### 1 全国における自殺者数の推移

#### (1) 全国の自殺者数の推移

全国の自殺者数は、平成10年に初めて年間3万人を超え、平成15年をピークに平成21年から断続的に減少していましたが、令和2年に新型コロナウイルス感染症の影響などにより11年ぶりに増加に転じ、増加傾向となっています。

依然として男性の自殺者数が女性の約2倍であり、平成15年と令和4年を比較すると、男性は10,217人減少しており、女性は2,329人減少しています。



資料：令和4年中における自殺の状況（厚生労働省・警察庁）を参考に大泉町が作成

## (2) 全国におけるコロナ前（R1）とコロナ禍（R4）の比較

自殺者数の総数については、令和元年と令和4年を比較すると、8.5%増加しています。

また、年齢別で比較すると、20歳未満、20歳代、50歳代、80歳以上の自殺者の増加が目立ちます。

(人)

	令和元年(A)	令和4年(B)	増減数(B-A)(C)	増減率(C/A)(%)
20歳未満	659	798	139	21.1
20～29歳	2,117	2,483	366	17.3
30～39歳	2,526	2,545	19	0.8
40～49歳	3,426	3,665	239	7.0
50～59歳	3,435	4,093	658	19.2
60～69歳	2,902	2,765	-137	-4.7
70～79歳	2,917	2,994	77	2.6
80歳以上	2,134	2,490	356	16.7
不詳	53	48	-5	-9.4
計	20,169	21,881	1,712	8.5

資料：令和4年中における自殺の状況（厚生労働省・警察庁）を参考に大泉町が作成

## 2 大泉町の自殺に関する実態

### (1) 地域自殺実態プロフィール抜粋

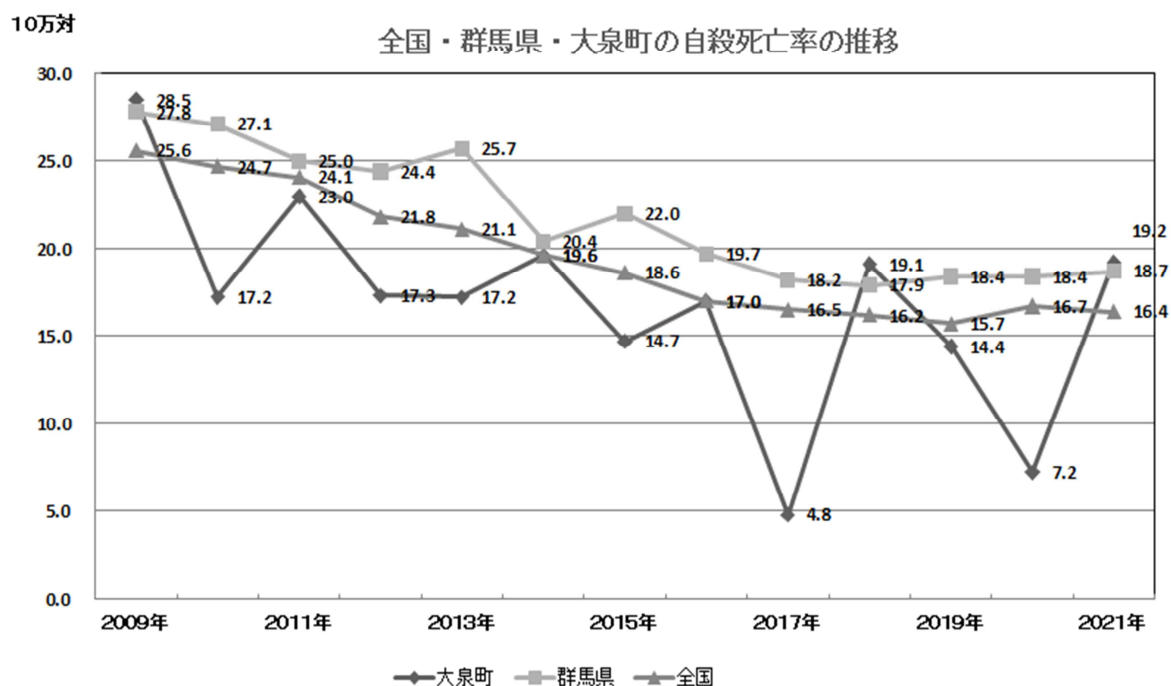
地域自殺実態プロフィールとは、地域における自殺対策の推進を支援するため、国の指定調査研究等法人（JSCP）が、各自治体の警察統計（自殺日・住所地）直近5年間の状況を基に分析・提供するものです。

地域自殺実態プロフィール2022で、本町において推奨される重点パッケージは、「高齢者」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」で、その他40～59歳男性無職独居の自殺死亡率が高いことが示されています。

推奨される重点パッケージ

重点パッケージ	高齢者 生活困窮者 無職者・失業者
---------	-------------------------

全国、群馬県、大泉町の自殺死亡率を比較すると、全国、群馬県、大泉町それぞれが、経年的に減少傾向を示していますが、大泉町においては、増減を繰り返しながら、減少しています。



資料：地域自殺実態プロフィール2017～2022を基に大泉町が作成

## (2) ころとからだの健康に関するアンケート結果

### ● 調査の目的

2019（平成31）年度から2023（令和5）年度を計画期間とする「第一次自殺対策基本計画」についての評価及び「第二次自殺対策基本計画」の策定に向けた基礎資料の1つとすることを目的に、「ころとからだの健康に関するアンケート」を実施しました。

### ● 調査期間

令和5年1月30日（月）～2月24日（金）

### ● 調査の対象と方法

対象：① 18歳以上の町民 1,725人

② 小学5年生・中学2年生・高校2年生 364人

方法：小学校区ごとに10歳代から90歳代まで、10歳代ごとに無作為抽出を行い、18歳以上の町民は郵送にて配布しました。回答は、返信用封筒又はインターネット(web)としました。

小中高校生は、学校経由で配布し回収しました。

### ● 配布数及び回収数

① 配布数：1,725 回収数：545 回答率：31.6%

(回収数のうち、郵送421、窓口4、web120)

② 小学生 配布数：118 回収数：106 回収率：89.8%

③ 中学生 配布数：93 回収数：82 回収率：88.2%

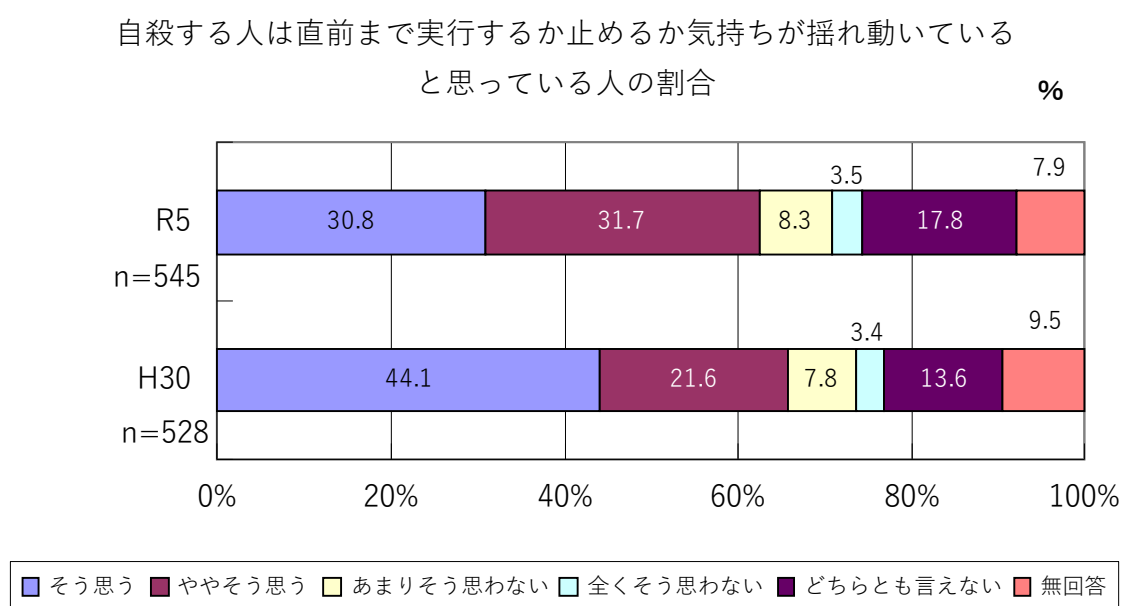
④ 高校生 配布数：153 回収数：148 回収率：96.7%

## 【18歳以上の町民】

### (1) 自殺に関する意識について

「自殺する人は、直前まで実行するか止めるか気持ちが揺れ動いていると思うか」について、令和5年は「そう思う」（30.8%）、「ややそう思う」（31.7%）と回答した人が6割を占めています。

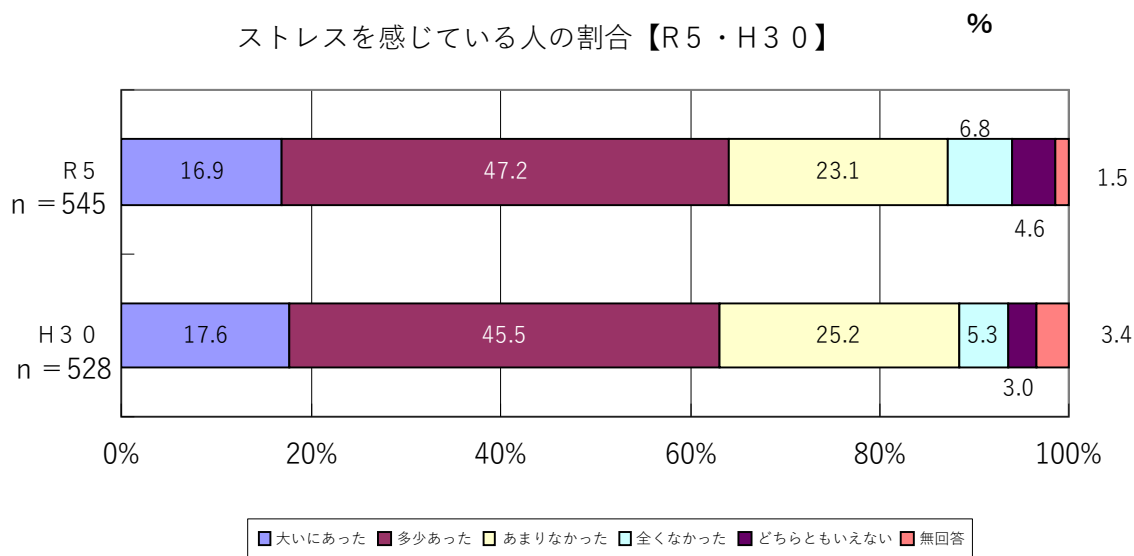
令和5年では「そう思う」「ややそう思う」割合が62.5%であり、平成30年の65.7%と比べると、その割合が減っています。



出典：こころとからだの健康に関するアンケート調査  
(2018(平成30)年、2023(令和5)年)

## (2) 悩みやストレスに関することについて

「悩み・ストレスを感じているか」について、「大いにあった」「多少あった」と回答した人は、令和5年は64.1%であり、平成30年は63.1%で、微増の状況です。



出典：こころとからだの健康に関するアンケート調査  
(2018(平成30)年、2023(令和5)年)

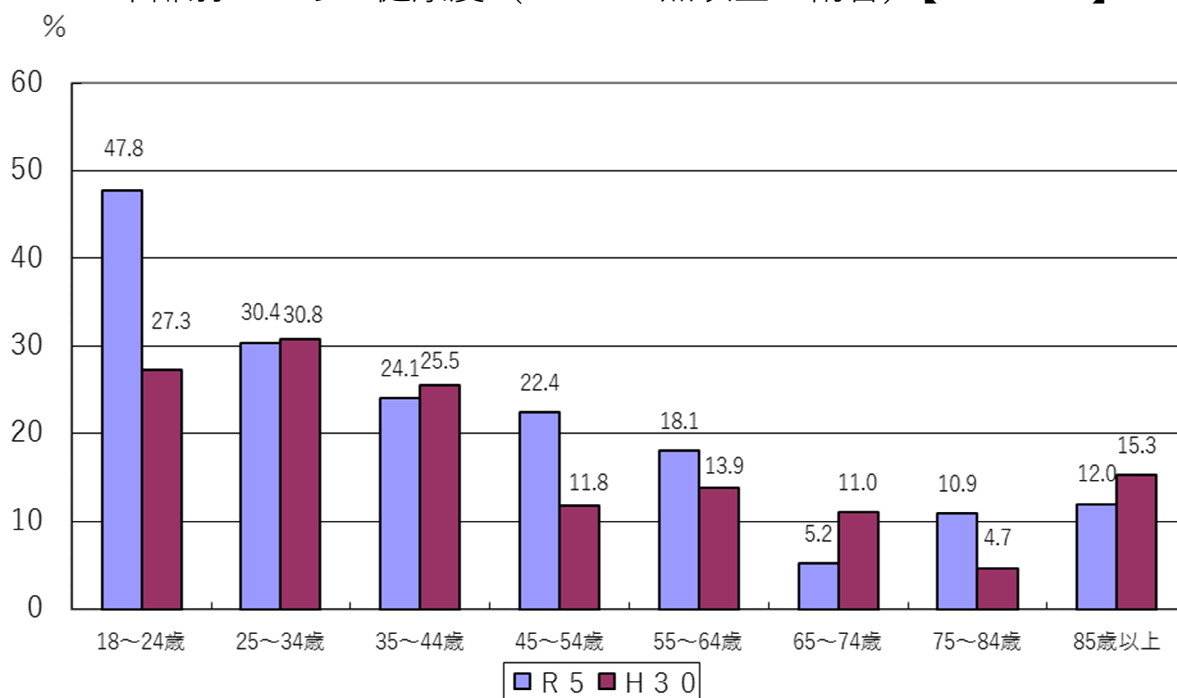
### (3) こころの健康度について

こころの健康度について、K6という尺度で測定しており、これは「ちょっとしたことでイライラしたり不安になった」「絶望的だと感じた」「そわそわしたり、落ち着きがなく感じた」「気分が沈み、気が晴れないように感じた」「何をするのも、おっくうに感じた」「価値がない人間であると感じた」という6つの質問に対して、回答者が過去30日間に感じた頻度（それぞれ0～4点に配点）で選ぶものです。

こころの健康を崩している可能性がある合計点数が10点以上と回答した人の割合を年齢別に表で示しています。

平成30年と令和5年を比べると、著しく高くなった年齢層は、18～24歳と45～54歳、55～64歳、75歳～84歳となっています。

年齢別こころの健康度（K6：10点以上の割合）【R5・H30】



R5 n = 545

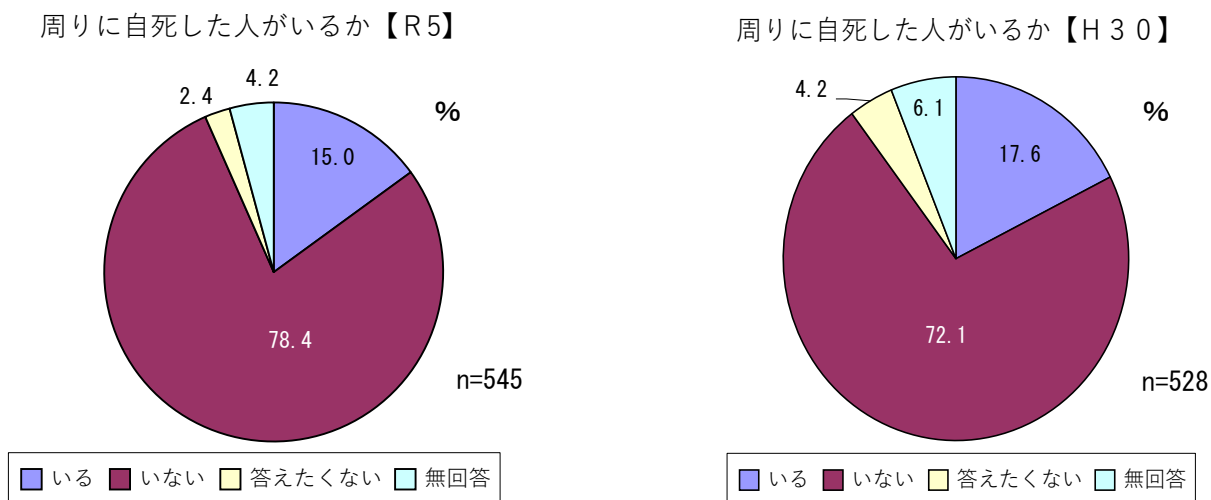
H30 n = 528

出典：こころとからだの健康に関するアンケート調査  
(2018(平成30)年、2023(令和5)年)



#### (4) 周りに自死した人がいるかについて

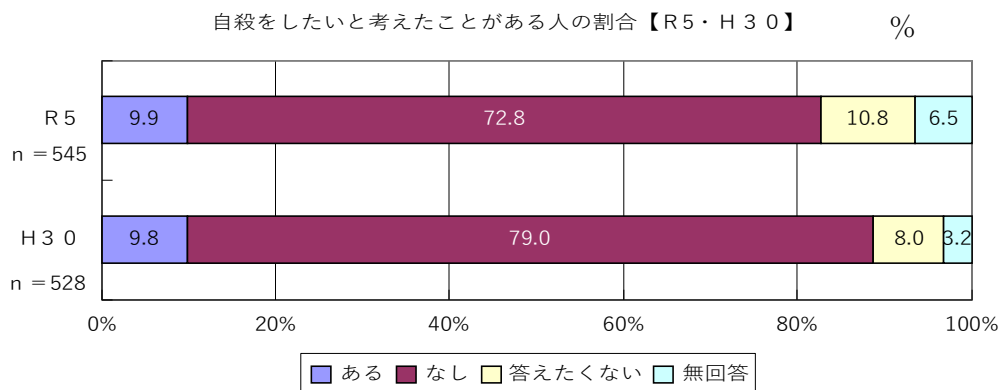
「周りに自死した人がいない」について、平成30年と比べ令和5年では、「周りに自死した人がいない」人の割合が増えています（平成30年：72.1%、令和5年：78.4%）。



出典：こころとからだの健康に関するアンケート調査  
(2018(平成30)年、2023(令和5)年)

#### (5) 自殺をしたいと考えたことがあるかについて

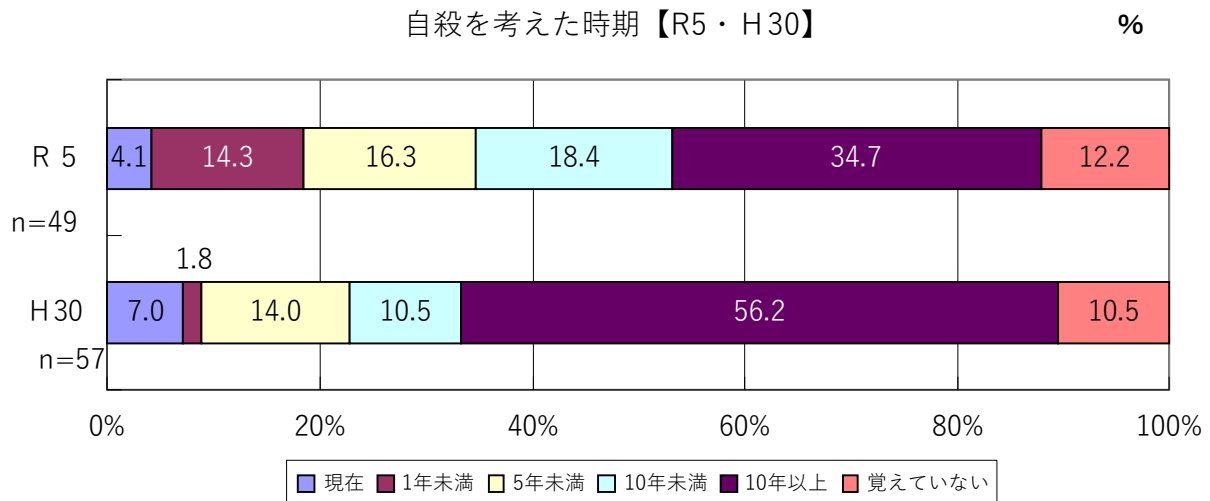
「自殺をしたいと考えたことがあるか」について、「ある」と回答した人は、平成30年が9.8%に対して、令和5年は9.9%と0.1ポイント増加しています。また、「答えたくない」と回答した人の割合も平成30年に比べ、令和5年は、2.8ポイント増加しています。



出典：こころとからだの健康に関するアンケート調査  
(2018(平成30)年、2023(令和5)年)

## (6) 自殺をしたいと考えた時期について

「自殺をしたいと考えた時期」について、平成30年と令和5年を比べると、令和5年は、「現在」と回答した人は減っていますが、「1年未満」「10年未満」と回答した人が増えています。

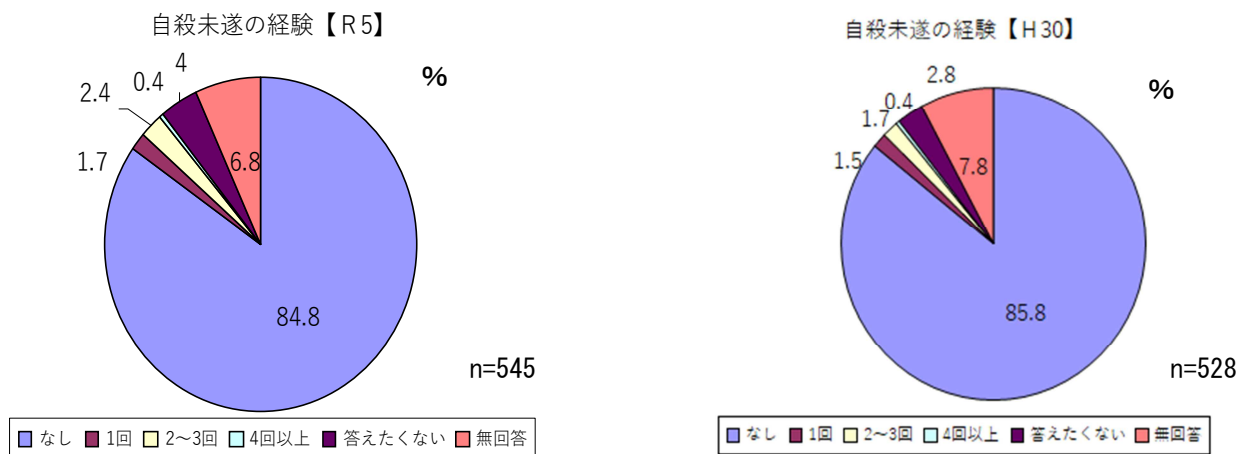


出典：こころとからだの健康に関するアンケート調査  
(2018(平成30)年、2023(令和5)年)

## (7) 自殺未遂について

「自殺未遂をしたことがあるか」について、令和5年と平成30年で「なし」と答えたのは、それぞれ84.8%、85.8%で、同様の割合を示しています。

また、「答えたくない」と回答したのが、令和5年が4%、平成30年が0.4%で高くなっています。

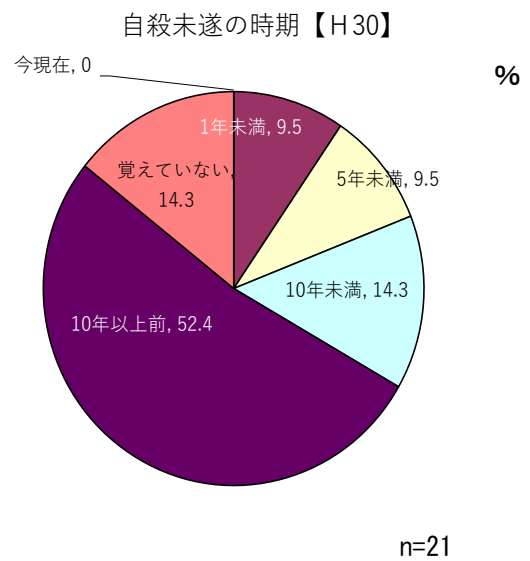
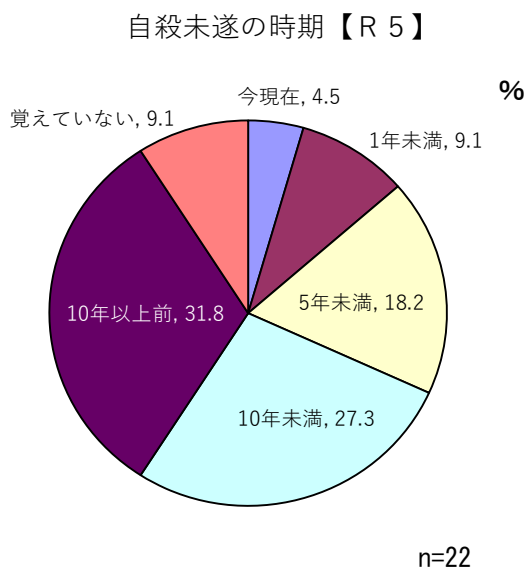


出典：こころとからだの健康に関するアンケート調査  
(2018(平成30)年、2023(令和5)年)

## (8) 自殺未遂の時期について

「自殺未遂の時期」について、平成30年には「今現在」と回答している人は0%に対し、令和5年には4.5%の人が回答しているという結果でした。

また、平成30年と令和5年とを比べて、割合が多くなっているのが、「5年未満」と「10年未満」であり、それぞれ9.5%（平成30年）から18.2%（令和5年）、14.3%（平成30年）から27.3%（令和5年）へ増加しています。

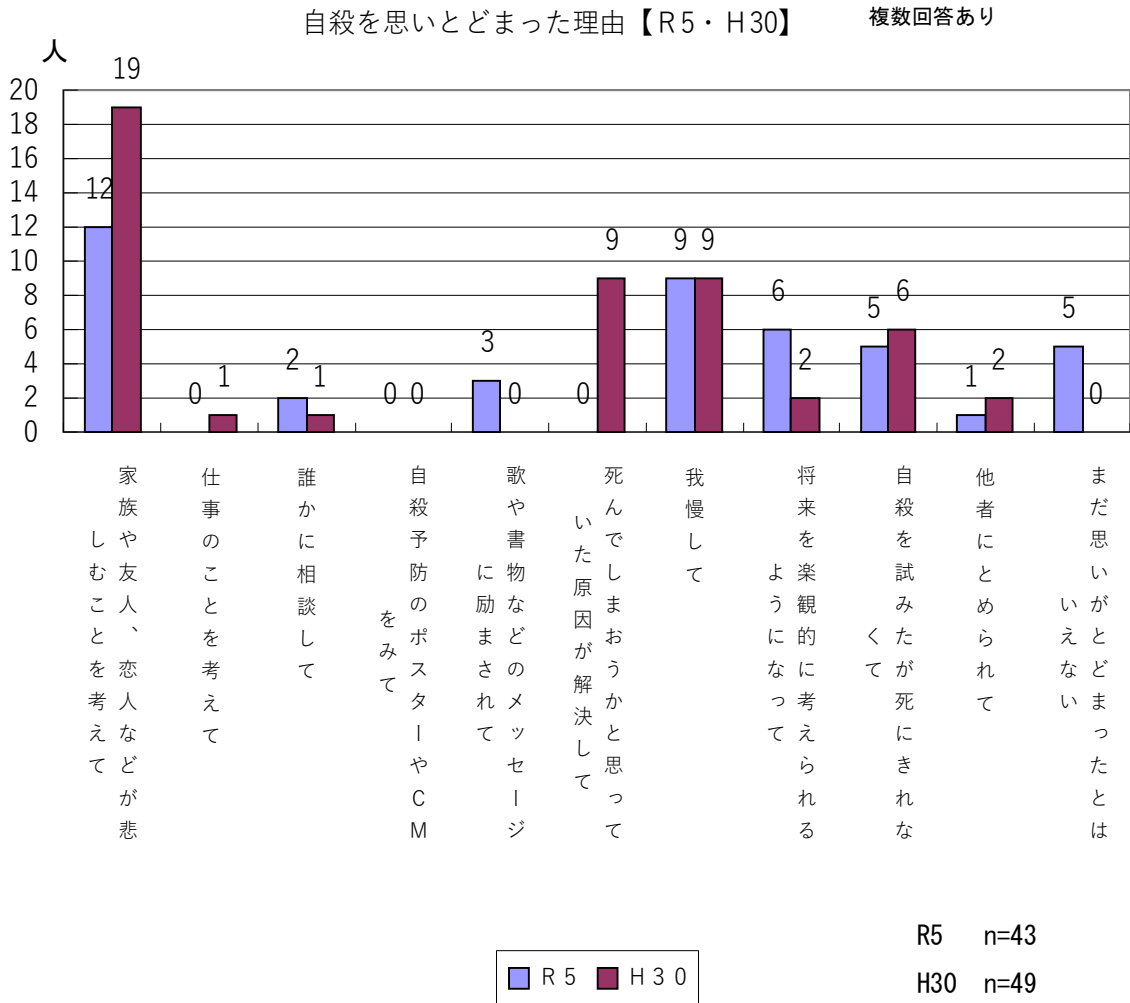


出典：こころとからだの健康に関するアンケート調査  
(2018(平成30)年、2023(令和5)年)

## (9) 自殺を思いとどまった理由について

「自殺を思いとどまった理由」について一番多かったのは、令和5年・平成30年ともに、「家族や友人、恋人などが悲しむことを考えて」が多い結果でした。

令和5年では、「まだ思いとどまったとはいえない」が5人おり、平成30年に比べ皆増となっています。

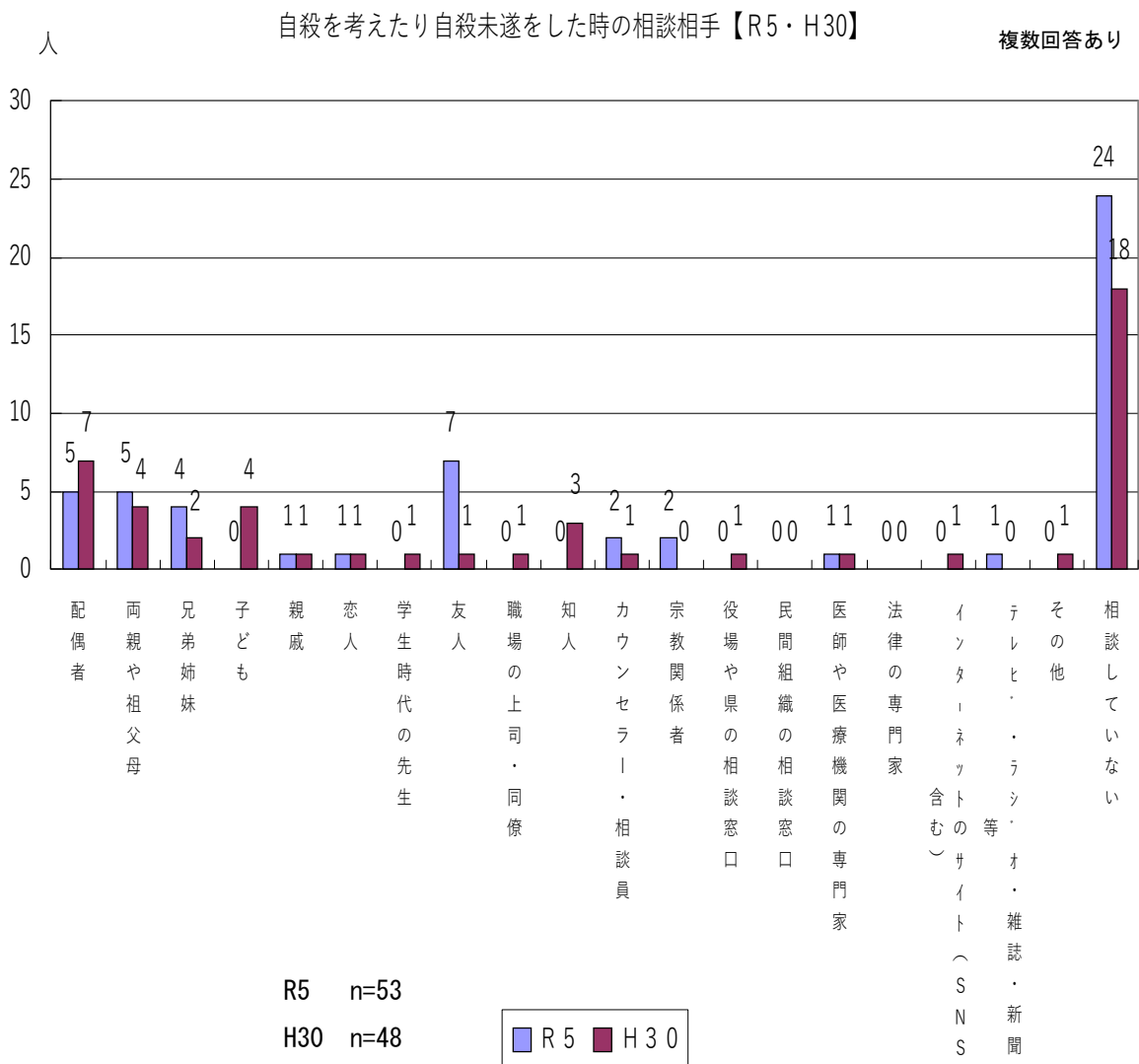


出典：こころとからだの健康に関するアンケート調査  
(2018(平成30)年、2023(令和5)年)

## (10) 誰かに相談したかについて

「自殺を考えた時自決未遂をした時に誰かに相談したか」について、「誰にも相談していない」が平成30年、令和5年ともに最も多い結果でした（18人、24人）。

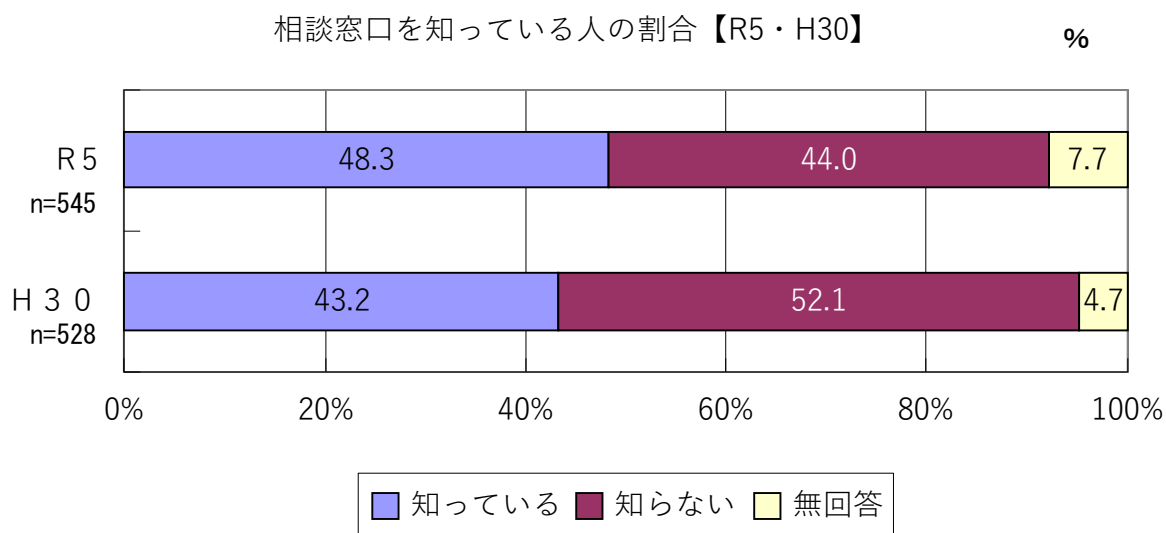
令和5年では、その他、友人（7人）、「カウンセラー・相談員」などの専門員（2人）となっています。



出典：こころとからだの健康に関するアンケート調査  
(2018(平成30)年、2023(令和5)年)

## (11) 相談窓口を知っているかについて

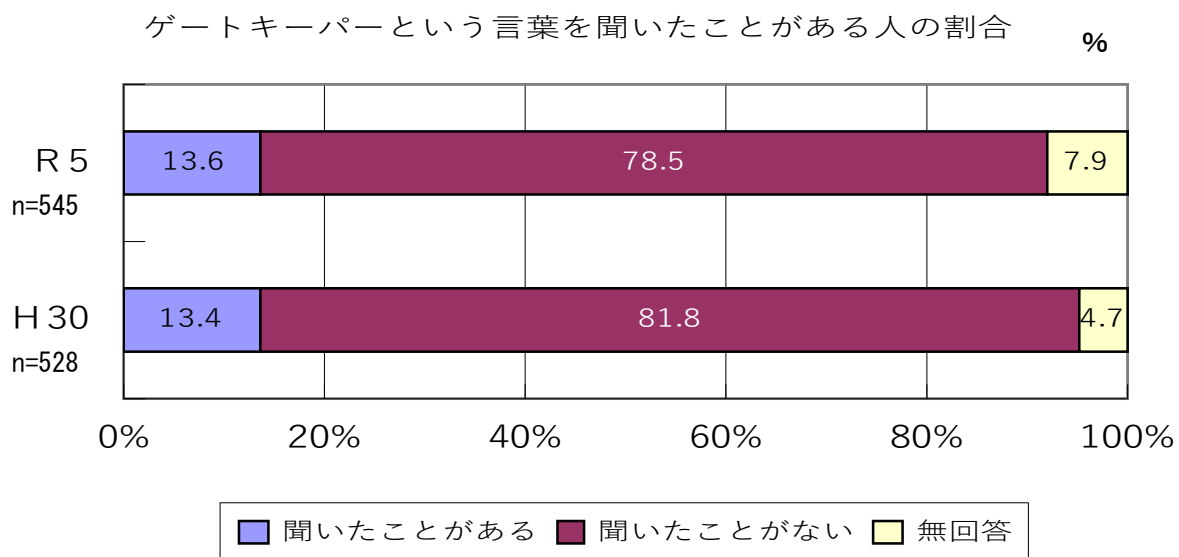
「相談窓口を知っているか」について、平成30年は、相談窓口を「知らない」人の割合が「知っている」人の割合よりも多いですが、令和5年は、相談窓口を「知っている」人の割合が、「知らない」人の割合より5.1ポイント多い結果でした。



出典：こころとからだの健康に関するアンケート調査  
(2018(平成30)年、2023(令和5)年)

## (12) ゲートキーパーの認知度について

「ゲートキーパーという言葉聞いたことがあるか」について、平成30年では13.4%、令和5年では13.6%と増加しています。



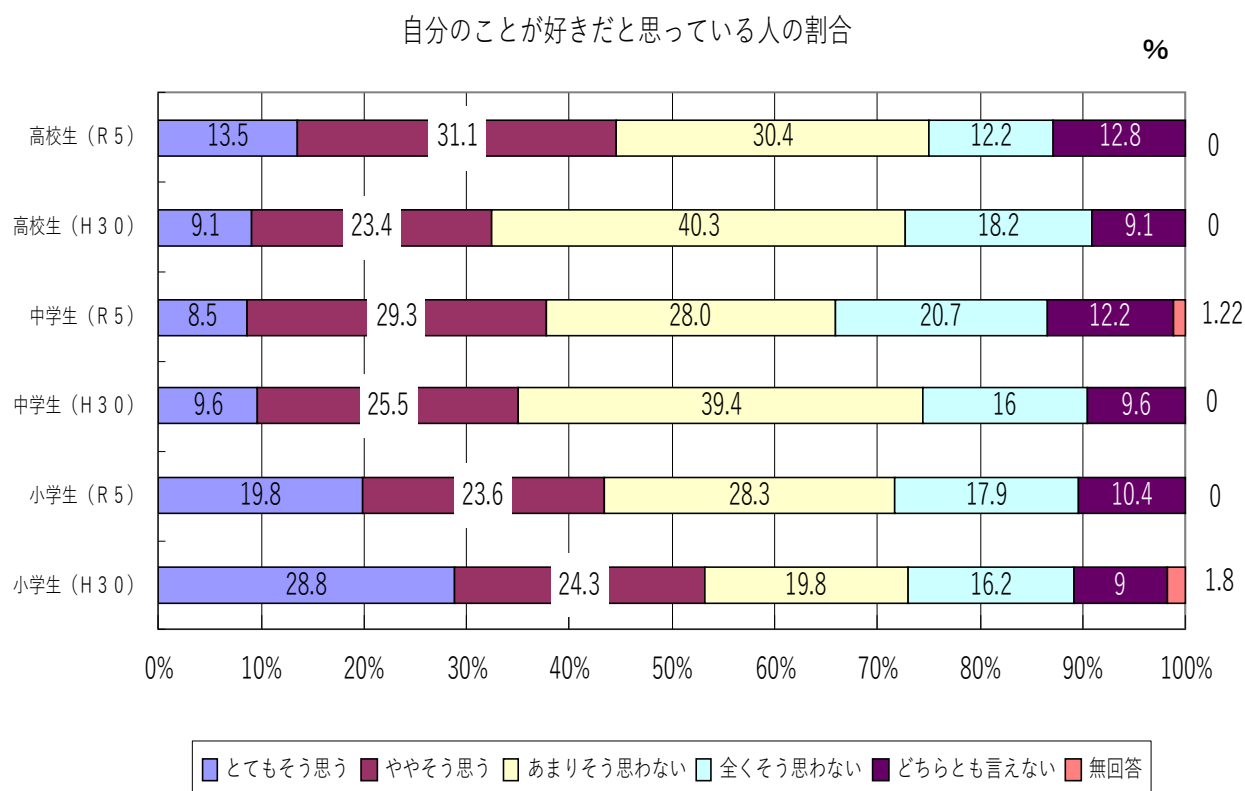
出典：こころとからだの健康に関するアンケート調査  
(2018(平成30)年、2023(令和5)年)

## 【小学生・中学生・高校生】

### (1) 自分のことが好きであるかについて

「自分のことが好きであるか」について、「とてもそう思う」「ややそう思う」と回答した割合が多いのは、令和5年では、高校生（44.6%）となっており、次に、小学生（43.4%）、中学生が一番低い結果でした（37.8%）。

令和5年と平成30年を比べると、高校生と中学生については、「とてもそう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合が増加しており（高校生：12.1ポイント増加、中学生：2.7ポイント増加）、小学生については減少しています（9.7ポイント減少）。



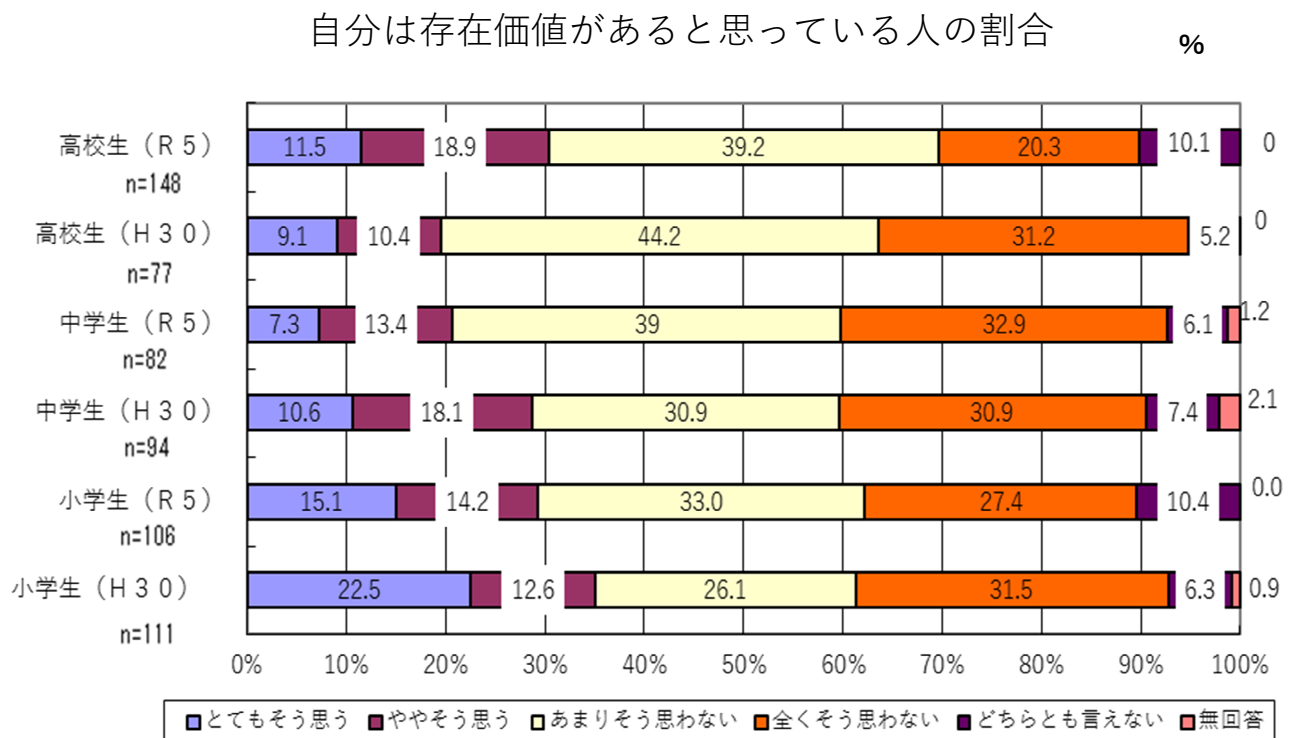
出典：こころとからだの健康に関するアンケート調査  
(2018(平成30)年、2023(令和5)年)



## (2) 自分は存在価値があると思うかについて

「自分は存在価値があると思うか」について、「とてもそう思う」「ややそう思う」と回答した割合は、令和5年において高校生は30.4%、中学生20.7%、小学生は29.3%という結果でした。

令和5年と平成30年を比べると、高校生については、「とてもそう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合が増加しており（高校生：10.9ポイント増加）、小学生と中学生については減少しています（小学生：5.8ポイント、中学生：8ポイント減少）。

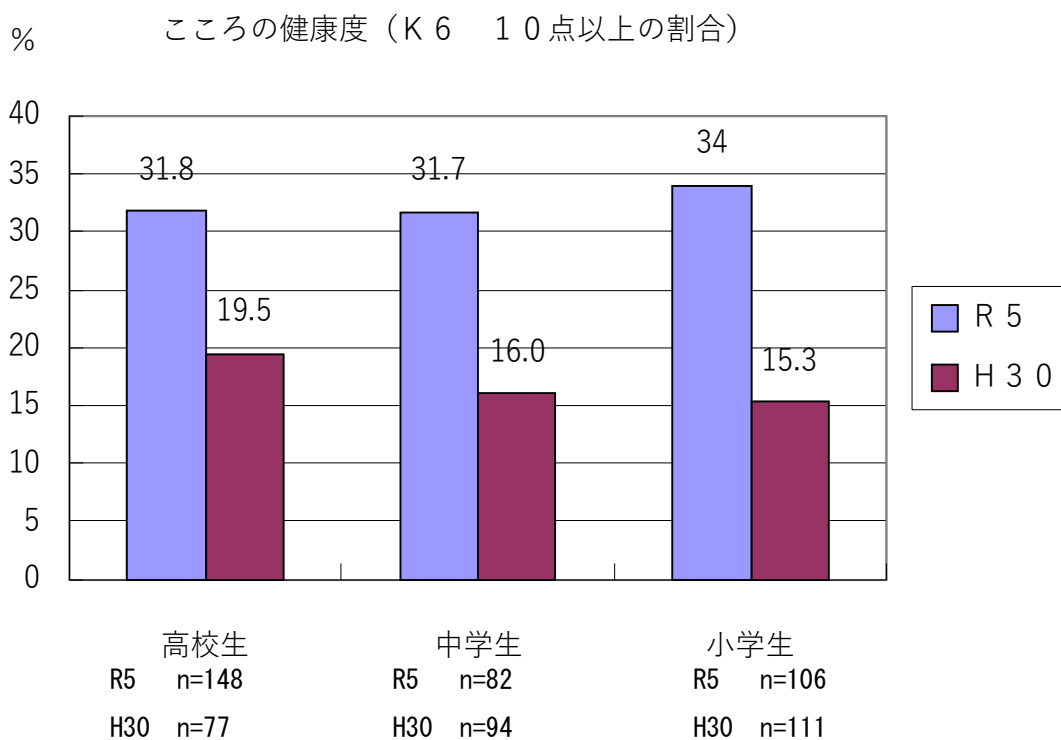


出典：こころとからだの健康に関するアンケート調査  
(2018(平成30)年、2023(令和5)年)

### (3) こころの健康度について

「こころの健康度」について、18歳以上と同様、K6という尺度で測定した結果、高校生、中学生、小学生ともに、令和5年で10点以上の割合が3割以上を占めています（高校生：31.8%、中学生：31.7%、小学生34.0%）。

また、令和5年と平成30年とを比べると、高校生、中学生、小学生ともに割合が増加しています（高校生：12.3ポイント、中学生：15.7ポイント、小学生：18.7ポイント増加）。

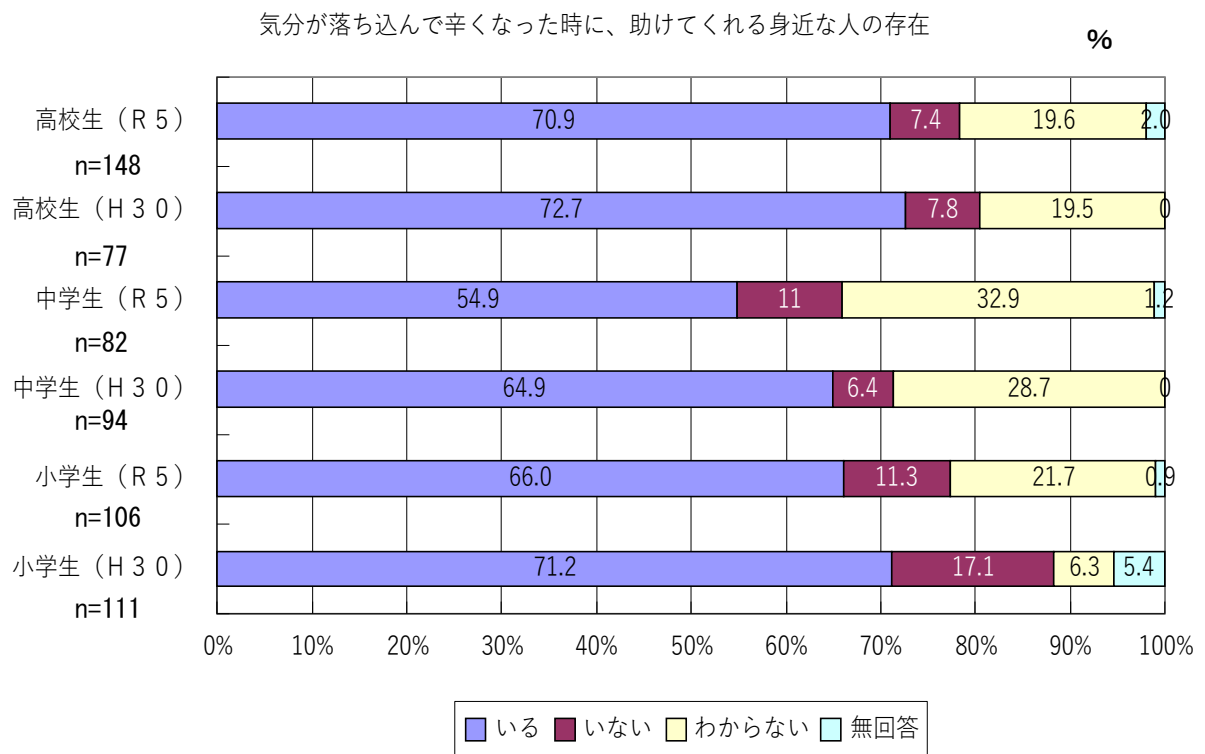


出典：こころとからだの健康に関するアンケート調査  
(2018(平成30)年、2023(令和5)年)

#### (4) 辛くなった時に、助けてくれる身近な人の存在について

「辛くなった時、助けてくれる身近な人がいる」について、令和5年は、高校生が70.9%、中学生が54.9%、小学生が66.0%となっています。

令和5年と平成30年を比べると、高校生、中学生、小学生ともに、助けてくれる身近な人の存在がいる人の割合が減少しています（高校生：1.8ポイント、中学生：10ポイント、小学生：5.2ポイント減少）。



出典：こころとからだの健康に関するアンケート調査  
(2018(平成30)年、2023(令和5)年)

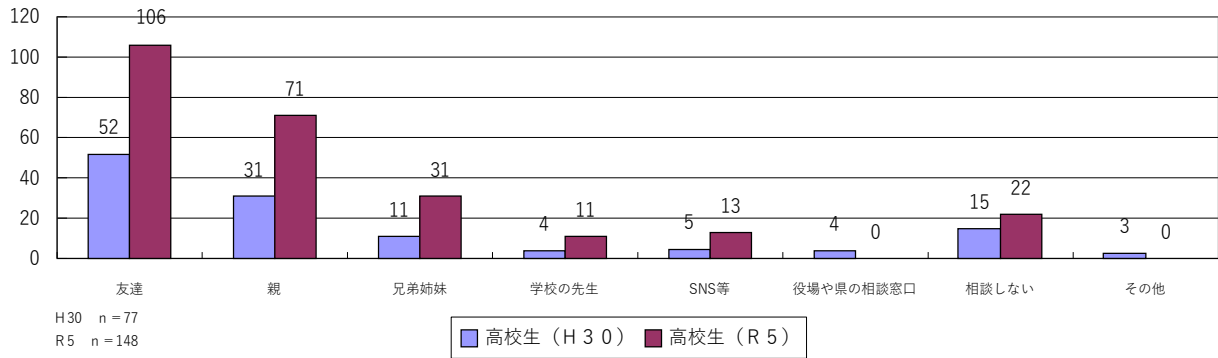
#### (5) 気分が落ち込んで辛くなった時、誰に相談するかについて

「気分が落ち込んで辛くなった時、誰に相談するか」について、令和5年において、高校生は「友達」が最も多く106人、中学生は「友達」が45人、小学生は「友達」「親」がそれぞれ56人でした。また、令和5年では、小学生、中学生、高校生ともに「相談しない」と回答した人が、平成30年よりも多くなっています。

人

気分が落ち込んで辛くなった時の相談相手【高校生】

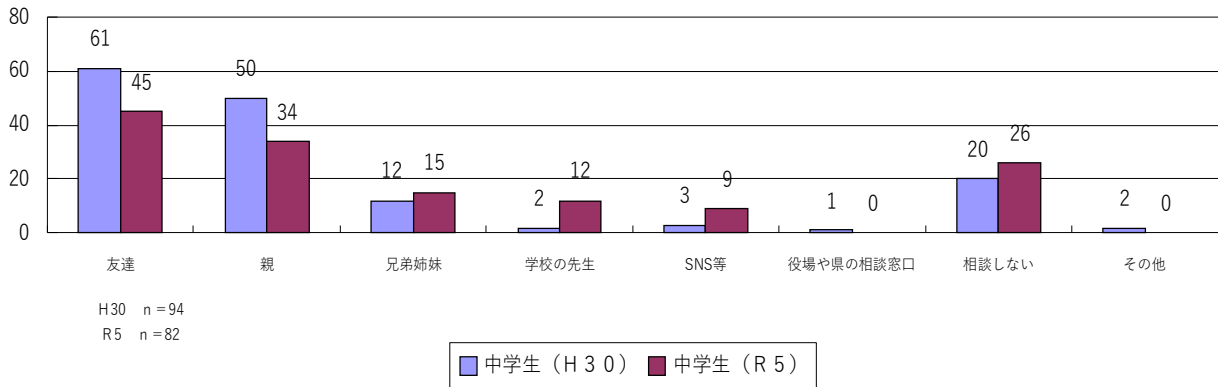
複数回答あり



人

気分が落ち込んで辛くなった時の相談相手【中学生】

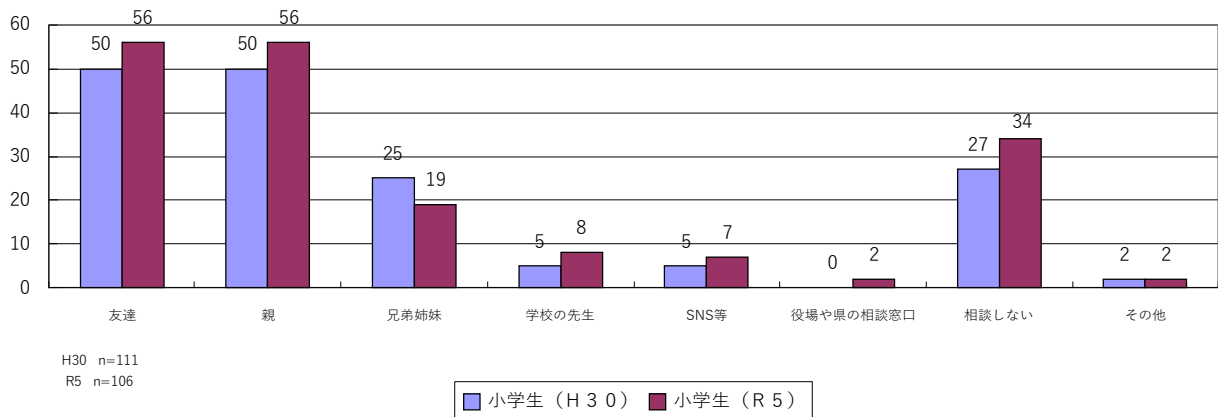
複数回答あり



人

気分が落ち込んで辛くなった時の相談相手【小学生】

複数回答あり

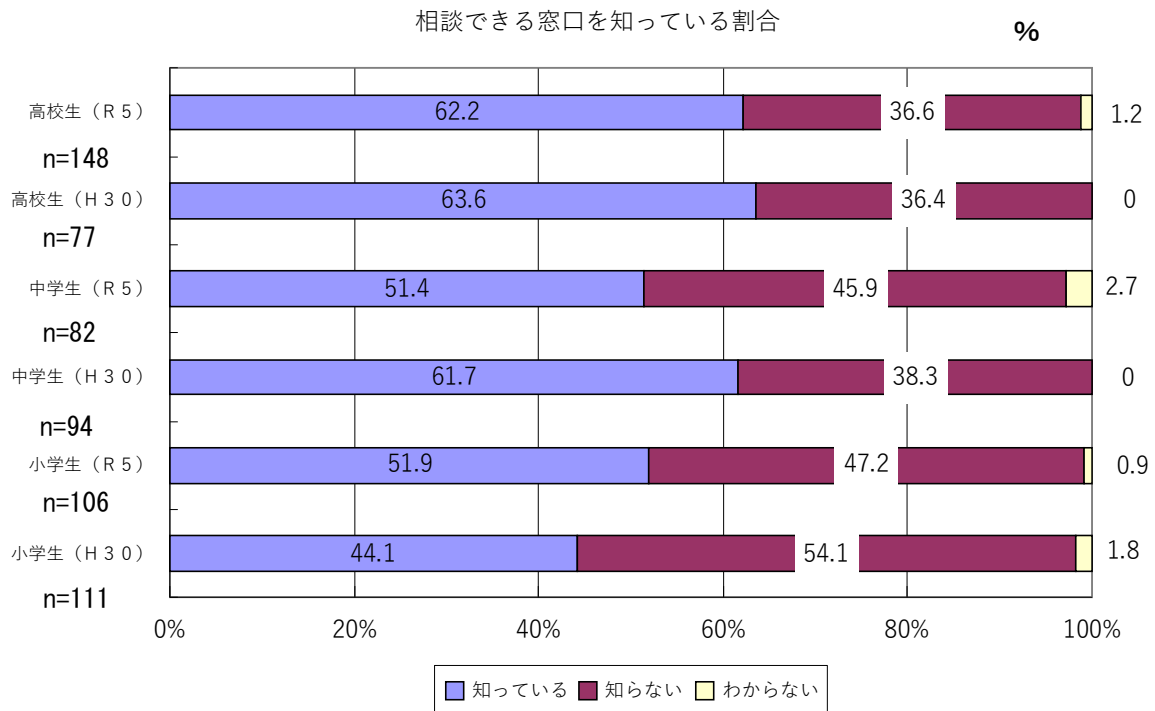


出典：こころとからだの健康に関するアンケート調査  
(2018(平成30)年、2023(令和5)年)

## (6) 相談できる窓口を知っているかについて

「相談できる窓口を知っているか」について、令和5年をみると、「知っている」と回答した割合が、小学生は51.9%、中学生は51.4%、高校生は62.2%で、小学生・中学生・高校生において5割以上が「知っている」という結果です。

一方、令和5年と平成30年とを比べると、「知っている」人の割合が増えているのは、小学生で7.8ポイント増加しています。

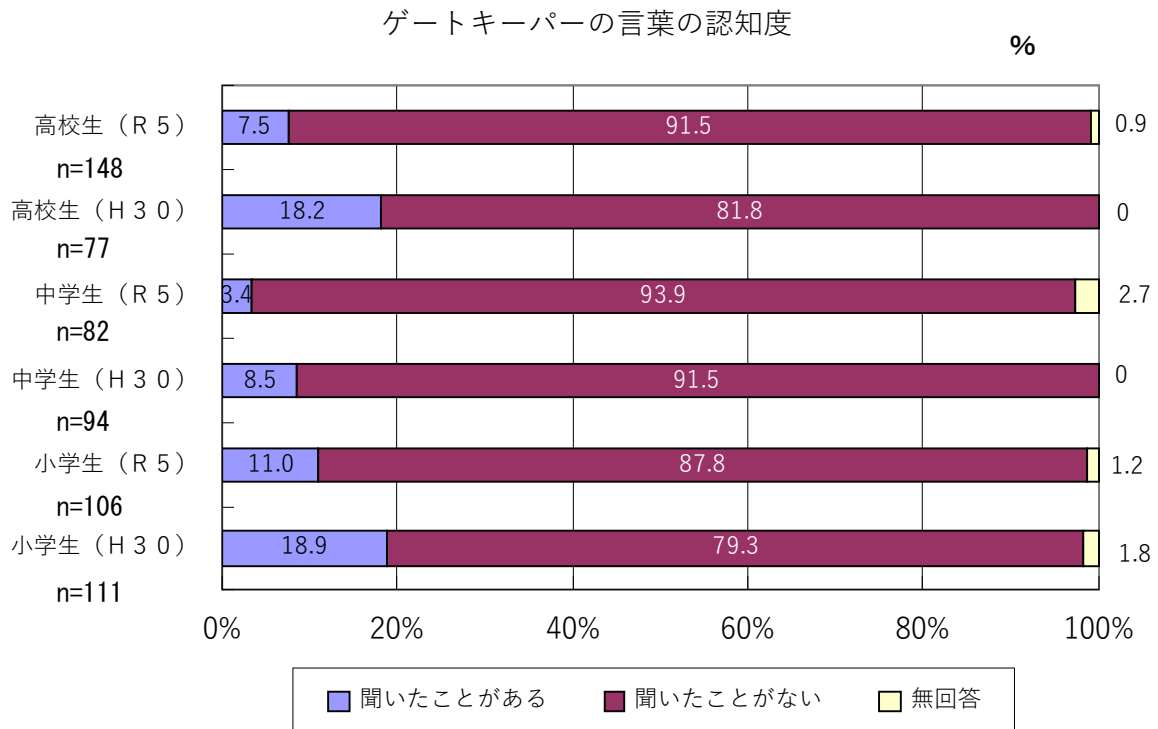


出典：こころとからだの健康に関するアンケート調査  
(2018(平成30)年、2023(令和5)年)

## (7) ゲートキーパーという言葉を知っているかについて

「ゲートキーパーという言葉を知っているか」について、令和5年において「聞いたことがある」と回答した割合が多いのが、小学生で11.0%でした。

令和5年と平成30年を比べると、全体的に「聞いたことがある」割合が少なくなっています。



出典：こころとからだの健康に関するアンケート調査  
(2018(平成30)年、2023(令和5)年)

### 3 計画（第一次）の評価

#### （１）評価目標

計画（第一次）では、本町の策定時の基準値（2016（平成28）年の結果、死亡者数7人、死亡率17.0）から30%減少させる目標でした。

2022年（2021（令和3）年の結果）において、自殺死亡者数8人、自殺死亡率19.2であり、目標達成とまではいきませんでした。

しかし、2021年までの経年の結果をみると、目標値を達成している年もあり、平均すると自殺死亡者数5.4人、自殺死亡率12.9で減少傾向にあることから、計画の実施状況については一定の成果がみられたと考えられます。

対象年	【基準値】 2017年 (2016年 平成28年 結果)	2018年 (2017年 平成29年 結果)	2019年 (2018 年・平成 30年結 果)	2020年 (2019 年・令和 元年結 果)	2021年 (2020 年・令和2 年結果)	2022年 (2021 年・令和3 年結果)	2018～ 2022年の 平均	目標値
自殺死亡 者数(人)	7	2	8	6	3	8	5.4	4
自殺死亡率 (人口10万対)	17.0	4.8	19.1	14.4	7.2	19.2	12.9	9.7

資料：地域自殺実態プロフィール2018～2022を基に大泉町が作成

## (2) 評価指標

計画（第1次）の評価指標については、基本施策に応じて事業・取り組みの指標を設定し、実施しました。

その結果8つの事業・取り組みの中で目標を達成したのが、5事業・取り組みでした。

3事業・取り組みについては、自殺予防週間や自殺対策強化月間、ゲートキーパーの認知度が低いことや研修会の開催回数が未達成でした。そのため、自殺予防週間や自殺対策強化月間を通じて、自殺が社会の問題であることや町民一人ひとりがゲートキーパーであることの認識を高められるような啓発方法を検討する必要があります。

	事業・取組	指標	ベースライン 2018（平成30） 年度実績	2023（令和5） 年度目標	2022（令和4） 年度結果
1	自殺予防について関係部署との 情報交換会議の実施	自殺予防関連情報交 換会議の実施回数	未実施	年1回以上	年1回実施
2	職員を対象としたメンタル ヘルス研修会の実施	役場職員の自殺対策研 修受講回数及び自殺予 防に関する理解度	1回実施	研修会開催5回 理解度100%	年2回実施
3	出前ゲートキーパー 養成講座実施	関係団体へのゲートキーパー 養成講座実施率及び理解度	未実施	実施率100% 理解度100%	実施
4	ゲートキーパー 養成講座実施	ゲートキーパー養成 者数	25人	150人（累計）	158人 （累計）
5	自殺予防週間や 自殺対策強化月 間における啓発	自殺予防週間/自殺 対策強化月間に関す る認知度	43.3% （保健福祉まつり アンケート調査）	50%	13.0%
6	広報活動をおとして自殺予防や ゲートキーパーの啓発	ゲートキーパーの 認知度	13.4% （こころとからだの健康に 関するアンケート）	50%	13.6%
7	大泉町の町立小学校・中学校にて SOSの出し方教育の実施	大泉町の町立小学校・中学校にて SOSの出し方教育の実施率	未実施	全校実施 100%	全校実施
8	妊産婦へのうつ 病に関する支援	産婦訪問にて産後 うつ病評価実施	未実施	100%	産後のうつ病アセスメント 実施率100%



### (3) 計画掲載事業の実施状況

計画（第一次）に掲載した大泉町役場の自殺対策関連事業の87事業の実施状況について、目標に対する達成状況を以下のとおり評価しました。

評価基準

区分	基準
A	計画どおり進められた
B	計画どおり進められなかった
—	評価不可

※事業が廃止となったものについては評価不可とした。

最終評価の結果

基本施策	評価項目	基準		
		A	B	—
1 心身の健康を支援する連携・体制づくりの推進	22	22	0	0
2 自殺対策に係る人材の確保と養成及び資質の向上	6	6	0	0
3 町民一人ひとりの気づきと見守りの推進	19	19	0	0
4 自殺リスク者に対する相談支援等の充実	40	38	0	2
計	87	85	0	2

## 基本施策 1 こころの健康を支援する連携・体制づくりの推進

計画における項目	主な取組・事業	担当部署	担当課	評価
①地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備	相談窓口で把握した町民への支援と連携	財務部	税務課	A
		財務部	収納課	A
		住民経済部	住民課	A
		都市建設部	都市整備課	A
	保育料・児童館使用料の納付相談で対応した町民への相談窓口の紹介と連携	教育部	こども課	A
	各種イベント時や公園等で把握した心配な人への支援と連携	住民経済部	経済振興課	A
		都市建設部	公園下水道課	A
	保健福祉総合センター・公民館・図書館・保育園・児童館・包括支援センターの場での心配な人の支援と連携	健康福祉部	健康づくり課	A
		健康福祉部	高齢介護課	A
		教育部	こども課	A
		教育部	生涯学習課	A
	避難行動要支援者対策事業	健康福祉部	高齢介護課	A
	交通防犯パトロール、地域安全パトロール、自主防犯パトロール	総務部	安全安心課	A
	各種団体との連携	総務部	総務課	A
		健康福祉部	福祉課	A
健康福祉部		健康づくり課	A	
住民経済部		経済振興課	A	
都市建設部		環境整備課	A	
②学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備	教育相談事業	教育部	教育指導課	A
③適切な精神保健医療福祉サービスの推進	在宅医療・介護連携推進事業	健康福祉部	高齢介護課	A
④民間団体との連携強化	日本郵便(株)との地域における協力に関する協定	企画部	企画戦略課	A

各相談窓口等で把握した町民への支援や各種団体との連携を行い、こころの健康を支援する連携・体制づくりの推進について、計画どおり実施しました。連携・体制について構築していますが、支援の際には迅速、かつ、効果的な支援体制のもと進めることが必要です。

## 基本施策2 自殺対策に係る人材の確保と養成及び資質の向上

計画における項目	主な取組・事業	担当部署	担当課	評価
①自殺対策の連携調整を担う人材の育成	メンタルヘルスポランティア・スキルアップ研修会	健康福祉部	健康づくり課	A
	介護予防サポーター養成研修	健康福祉部	高齢介護課	A
	教職員に対し「いのち、自殺予防」の研修会の実施	教育部	教育指導課	A
②地域保健スタッフの資質の向上	職員向けメンタルヘルス研修	総務部	総務課	A
③様々な分野でのゲートキーパーの養成	ゲートキーパー養成講座	健康福祉部	健康づくり課	A
④家族や知人等を含めた支援者への支援	認知症サポーター養成講座	健康福祉部	高齢介護課	A

各種研修を実施し、自殺対策を推進するための人材の養成及び資質の向上を図り、計画どおり実施しました。しかし、研修は一度の受講で十分とは言えないため、これまでに受講していない人について参加を促すとともに、繰り返し研修を受けられる機会を設け、継続的な研修を提供していくことが必要です。

### 基本施策3 町民一人ひとりの気づきと見守りの推進

計画における項目	主な取組・事業	担当部署	担当課	評価
①自殺予防週間、自殺対策強化月間での啓発強化	あなたのいのち、大切ないのちキャンペーン	健康福祉部	健康づくり課	A
		教育部	生涯学習課	A
	自殺予防週間（9月）と自殺対策強化月間（3月）での啓発	財務部	契約管財課	A
		健康福祉部	健康づくり課	A
②自殺に対する正しい知識の普及・啓発の推進	広報紙発行事業、FM放送事業	総務部	長公室	A
	町民満足度・意識調査における啓発機会の提供	企画部	企画戦略課	A
	関係資料等の翻訳	企画部	多文化協働課	A
	公共施設での普及啓発	健康福祉部	健康づくり課	A
		住民経済部	経済振興課	A
		都市建設部	公園下水道課	A
		教育部	生涯学習課	A
	各研修や会議等での啓発	住民経済部	経済振興課	A
	広域公共バス「あおぞら」車内でのポスター掲示による普及・啓発	都市建設部	都市整備課	A
	人権・男女共同参画に関わる各種週間等の広報紙を活用した啓発	企画部	多文化協働課	A
普及・啓発事業	健康福祉部	高齢介護課	A	
保健福祉まつりでの普及・啓発事業	健康福祉部	健康づくり課	A	
③精神疾患について正しい知識の普及・啓発	働く人のメンタルヘルス研修会	健康福祉部	健康づくり課	A
	こころの健康相談	健康福祉部	健康づくり課	A
	館林保健福祉事務所・こころの健康センターとの連携	健康福祉部	福祉課	A

町民一人ひとりの気づきと見守りの推進を図る取り組みを各担当課で計画どおり実施しました。町民一人ひとりの気づきと見守りが日常的にされるよう、継続して啓発を進めていくことが必要です。

#### 基本施策4 自殺リスク者に対する相談支援等の充実

計画における項目	主な取組・事業	担当部署	担当課	評価
①地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口等の分かりやすい発信	DV等の相談機関の啓発	企画部	多文化協働課	A
		住民経済部	住民課	A
	民生委員・児童委員の啓発	健康福祉部	福祉課	A
	社会福祉協議会における相談	健康福祉部	福祉課	A
	障害者虐待防止支援センターにおける相談	健康福祉部	福祉課	A
	障害者相談支援センターにおける相談	健康福祉部	福祉課	A
	生活相談	健康福祉部	福祉課	A
	老人福祉センターにおける相談	健康福祉部	高齢介護課	A
	総合相談支援	健康福祉部	高齢介護課	A
	成人健康相談	健康福祉部	健康づくり課	A
	相談窓口の周知	健康福祉部	健康づくり課	A
特別事情の届出	住民経済部	国民健康保険課	A	
②勤務問題による自殺対策の推進	労働相談で対応した町民への相談窓口紹介	住民経済部	経済振興課	A
	メンタルヘルス等に関する職員向け相談窓口の設置	総務部	総務課	A
	過労死防止に向けた職員への周知	総務部	総務課	A
③介護者への支援の充実	認知症初期集中支援	健康福祉部	高齢介護課	A
④引きこもりへの支援の充実	こころの病をもつ患者の会（ひばりの会）への支援	健康福祉部	健康づくり課	A
⑤児童虐待防止や被害者への支援、ひとり親家庭支援の充実	児童虐待相談窓口での町民に対する支援	教育部	こども課	A
		教育部	こども課	A
	要保護児童対策地域協議会での連携	教育部	教育指導課	A
		健康福祉部	健康づくり課	A
⑥子ども、若者の自殺対策推進	「いのち」に関する授業の実施	教育部	教育指導課	A
	SOSの出し方教育の実施	教育部	教育指導課	A
	子ども・若者の相談窓口の設置	健康福祉部	健康づくり課	A

計画における項目	主な取組・事業	担当部署	担当課	評価
⑦生活困窮者への支援の充実	館林保健福祉事務所との連携	健康福祉部	福祉課	A
	フードドライブ制度の周知	健康福祉部	福祉課	A
	NPO法人フードバンク北関東との連携	健康福祉部	福祉課	A
	ハローワーク館林との連携	健康福祉部	福祉課	A
⑧妊産婦への支援の充実	母子保健推進員による訪問	健康福祉部	健康づくり課	—
	母子保健推進員の研修	健康福祉部	健康づくり課	—
	保健師による産婦訪問、産後ケア事業	健康福祉部	健康づくり課	A
⑨人権に関する理解促進、相談	人権に関する相談	住民経済部	住民課	A
⑩自殺対策に資する居場所づくりの推進	こころの病を持つ患者の会（ひばりの会）への支援	健康福祉部	健康づくり課	A
⑪身体疾患に対する支援の充実	がん検診、各種検診での要精密検査者への支援	健康福祉部	健康づくり課	A
⑫自殺未遂者の再度の自殺企図予防と残された人への支援の充実	自死遺族交流会等の周知	健康福祉部	健康づくり課	A
⑬高齢者への支援の充実	権利擁護業務	健康福祉部	高齢介護課	A
	ひとり暮らし高齢者に一声かける運動	健康福祉部	高齢介護課	A
	ごみ収集ボランティア事業	健康福祉部	高齢介護課	A
	給食サービス事業	健康福祉部	高齢介護課	A
	緊急通報装置貸与事業	健康福祉部	高齢介護課	A

自殺リスクの高いとされる、引きこもり、子ども・若者、生活困窮者、身体疾患のある人等に対する相談支援を計画どおり実施しました。各ニーズに合った対応をしていくことが今後も重要ですが、自殺未遂者の再度の自殺企図予防と遺された人への支援については、支援対象者の把握やその支援を求めるタイミングの把握が難しいことから、町民が援助希求行動をとる際に必要な情報や支援にたどり着くよう、日常的に周知をしていくことが必要です。

## (4) 計画（第一次）の評価まとめ

計画（第一次）については、掲載事業を総合的に実施・推進することにより、概ね計画どおり取り組みを進めることができたと考えられます。

しかし、評価指標にあります「自殺予防週間／自殺対策強化月間に関する認知度」や「ゲートキーパーの認知度」など目標を下回っていることから、自殺に対する正しい知識の普及や援助希求行動をとる町民が確実に支援にたどり着くようにするため、情報の集約や提供を工夫することが課題です。

## 4 現状と課題の整理

### (1) 全国の現状・課題と対策

全国の自殺者数は3万人を超える水準から約2万人まで減少したものの、次のような課題を踏まえ、令和4年10月14日新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。

#### 【現状と課題】

- ①自殺死亡率は依然として先進国の中でも高い
- ②令和2年新型コロナウイルス感染症の影響で11年ぶりに自殺者数の増加
- ③女性の自殺者数が令和元年・2年で増加
- ④小中高生の自殺者数が令和2年で過去最高



#### 【新たな大綱】

- ①自殺死亡率の更なる減少
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対策の推進
- ③女性の自殺対策を重点に追加
- ④子ども・若者の自殺対策の更なる推進

### (2) 大泉町の現状・課題と対策

本町の自殺者数は、概ね減少傾向にありますが、次のような課題を踏まえ、計画（第2次）の内容に反映していきます。

#### 【現状と課題】

- 地域自殺実態プロフィールより
  - ・高齢者、生活困窮者、無職者・失業者の自殺死亡率が高い
  - ・40～59歳男性無職独居の自殺死亡率が高い
- アンケートより（18歳以上の町民）
  - ・こころの健康を崩している可能性がある人の割合が、18～24歳、45～54歳、55～64歳、75～84歳で高い
  - （小中高校生）
    - ・小学生で「自分のことが好きである」「自分は存在価値がある」と回答した人が減少
    - ・こころの健康度を崩している可能性がある人の割合が、小中高校生ともに高い
    - ・助けてくれる身近な人の存在について、小中高校生ともに「いる」と回答した人が減少
- 評価指標より
  - ・ゲートキーパーの認知度が低い
  - ・自殺に対する正しい知識の普及や援助希求行動をとる町民が確実に支援にたどり着くようにするため、情報の集約や提供を工夫する必要がある



#### 【新たな対策】

- 重点対象に反映
  - ・高齢者、生活困窮者、無職者・失業者の重点対象を継続
- 事業・取り組みに反映
  - ・成人の若年層や小中高校生において、こころの健康度を崩している可能性が高い人が増加しているため、相談しやすい環境整備を図る
  - ・SNS等を活用し、正しい知識の普及や確実に支援にたどり着くための周知を図る
- 評価指標に反映
  - ・ゲートキーパー養成講座や出前講座を実施し、普及・啓発を推進する



## 第3章 計画の基本理念と基本方針

### 1 基本理念・基本方針

#### ●基本理念

改正大綱（令和4年）では、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるという理念を打ち出し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」としています。

本町においても、誰もが当事者となり得る自殺の問題に、町民一人ひとりの生きる力を包括的に支援することにより適切に対処していくとともに、町民一人ひとりの理解と協力によりすべての人々が支えあい、大泉町民のいのちを守ることを目指す基本理念として、計画（第一次）の理念を継続していきます。

支えあい いのちを守る おおいずみ

#### ●基本方針

本計画では、基本理念を踏まえ以下の6つを基本方針とします。これらの方針を掲げ、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体のリスクを低下させ、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」それぞれのレベルにおいて強力に、かつ総合的に推進するものとします。

- ① 生きることの包括的な支援として推進する
- ② 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- ③ 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- ④ 実践と啓発を両輪として推進する
- ⑤ 関連団体及び町民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- ⑥ 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

## 2 数値目標

自殺総合対策大綱における国の数値目標は、令和8年までに（令和7年の）自殺死亡率を平成27年の18.5と比べて30%以上減少させる（13.0以下にする）ことを目標としています。

本町では、計画（第一次）において、2023（令和5）年までに自殺死亡率を2015（平成27）年と比べて30%以上減少させることとしておりました。しかし、2021（令和3）年の自殺死亡者数は8人、自殺死亡率は19.2%と、ともに目標が未達成のため、本計画の期間においても目標を継続し、最終的な目標を「自殺者ゼロ」として、将来にわたって誰も自殺に追い込まれることのない、安全で安心して生きることができる社会の実現を目指します。

### 【国の達成目標】

	自殺総合対策大綱	
	2015（平成27）年	2026（令和8）年
自殺死亡率 （人口10万対）	18.5	13.0
対2015（平成27） 年比	100%	70.0%

### 【本町の達成目標】

	ベースライン時	参考（第一次）	計画（第二次）
	2016（平成28）年	2022年 （2021（令和3） 年結果）	2029年 （2027（令和9） 年結果）
自殺死亡者数（人）	7	8	4
自殺死亡率 （人口10万対）	17.0	19.2	9.7
対2016（平成28） 年比	100%	114%	57.1%

### 3 基本施策

基本施策	取組の対象	【参考】自殺総合対策大綱の重点施策
基本施策1 皆で支え合う環境づくりの推進	全町民・関係団体・支援者	⑤心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ⑩民間団体との連携を強化する
基本施策2 こころの健康づくりの推進	全町民	②国民一人ひとりの気づきと見守りを促す ⑦社会全体の自殺リスクを低下させる
基本施策3 町民一人ひとりの気づきと見守りを促す	全町民・関係団体	②国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
基本施策4 悩みやストレスの解消への支援	子ども・若者	②国民一人ひとりの気づきと見守りを促す ⑪子ども・若者の自殺対策を更に推進する
	妊産婦・子育て世代	⑦社会全体の自殺リスクを低下させる ⑬女性の自殺対策を更に推進する
	女性	⑦社会全体の自殺リスクを低下させる ⑬女性の自殺対策を更に推進する
	無職者・失業者など勤務問題を抱えている者【重点】	⑤心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ⑫勤務問題による自殺対策を更に推進する
	高齢者・介護者【重点】	⑦社会全体の自殺リスクを低下させる
	生活困窮者【重点】	⑦社会全体の自殺リスクを低下させる
	障害のある者等	⑦社会全体の自殺リスクを低下させる
	ひきこもり者等	⑦社会全体の自殺リスクを低下させる
	自殺未遂者等	⑥適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする ⑧自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
	自死遺族・遺児等	⑨遺された人への支援を充実する
	性的少数者（LGBTQ）等	⑦社会全体の自殺リスクを低下させる
	がんや身体疾患を持つ者等	⑦社会全体の自殺リスクを低下させる
こころの悩みを持つ者等	⑤心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	
基本施策5 自殺対策を支える人材の育成	関係団体・支援者	④自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

## 4 評価指標

数値目標の達成状況を評価するため、基本施策ごとに評価指標を設定します。

基本施策	事業・取組	指標	現状値 (R4年度実績)	目標値 (R11年度目標)	備考
基本施策1 皆で支え合う環境づくりの推進	自殺予防について関係部署との情報交換会議の実施	自殺予防関連情報交換会議の実施回数	年1回	年1回	担当部署からの報告
基本施策2 こころの健康づくりの推進	自殺予防週間や自殺対策強化月間における啓発	自殺予防週間や自殺対策強化月間に関する認知度	13.0%	50.0%	住民アンケート
	SNS等相談事業 ※1の普及・啓発	SNS等相談事業の普及率	未実施	50.0%	住民アンケート
基本施策3 町民一人ひとりの気づきと見守りを促す	広報活動をとおし て自殺予防やゲートキーパーの啓発	ゲートキーパーの認知度	13.6%	50.0%	住民アンケート
基本施策4 悩みやストレスの解消への支援	SOSの出し方教育の実施	町立小中学校のSOSの出し方教育実施率	全校実施	全校実施	担当部署からの報告
	SOSの出し方教育を促進するための保健師協力の実施	養護教諭等との情報交換会の実施回数	未実施	年1回以上	担当部署からの報告
	産後うつ病等のハイリスク者への支援	EPDS※2高値等のハイリスク者への支援率	100%	100%	担当部署からの報告
	無職、失業者、生活困窮者への支援	ハイリスク者への案内カード※3配布数	未実施	必要な人への配布数	担当部署からの報告
	包括支援センターとの情報交換会	情報交換会の実施回数	未実施	年1回以上	担当部署からの報告
	SNS等相談事業のつなぎ支援	つなぎ支援の支援率	未実施	100%	担当部署からの報告
基本施策5 自殺対策を支える人材の育成	ライフリンク※4との情報交換会	ライフリンクとの情報交換会の実施回数	年1回	年1回以上	担当部署からの報告

※1 SNS等相談事業とは、大泉町がライフリンクと協定を結び行っている事業をいう。

※2 EPDSとは、産後うつ病アセスメントのことである。

※3 案内カードとは、ライフリンクが運営しているSNS相談や電話相談に紹介するカードのことである。

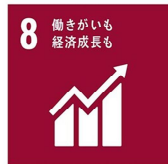
※4 ライフリンクとは、SNS相談や電話相談などを行っている特定非営利活動法人である。

## 第4章 基本施策の事業・取組

### 基本施策1 皆で支え合う環境づくりの推進

自殺対策が、その効果を発揮して、「誰も自殺においこまれることのない社会」を実現するために、町や関係団体、町民、皆が、連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。

自殺が社会全体の問題であり、我が事であることを認識し、自殺リスクの高い人へ相談を促すことや町民に接する機会の多い部署において自殺のリスクが高い人への認識を高め、早期発見をし連携を図ることで、皆で支え合う環境づくりを推進します。



主な取組・事業	各課事業・取組	内容	今後の方向性	担当課
①地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備	相談窓口で把握した町民への支援と連携	税務相談、納税相談、町民相談、消費生活相談、配偶者暴力相談、保険相談、町営住宅入居者からの相談などの際に、生活困窮や心身の不調等自殺の危険因子に留意し、必要な場合には専門機関につながるよう、関係部署と連携し、支援体制の強化に努めます。	継続	税務課 収納課 住民課 国民健康保険課 都市整備課
		生活相談、高齢者相談、健康相談、環境に関する相談、就学相談、子ども家庭支援拠点での相談などの際に、生活困窮や心身の不調等自殺の危険因子に留意し、支援が必要な人に対して関係部署との連携強化に努めます。	新規	福祉課 高齢介護課 健康づくり課 環境整備課 教育指導課 こども課

主な取組・事業	各課事業・取組	内容	今後の方向性	担当課
①地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備	保育料・児童館使用料及び学校給食費の納付相談で対応した町民への相談窓口の紹介と連携	収納対策で対応した町民で、生活困窮や心身の不調などで支援が必要と予測された場合に、相談機関一覧のリーフレットを配布し関係機関との連携を図ります。	継続	こども課 教育指導課
	各種イベント時や公園等で把握した心配な人への支援と連携	各種イベント時や公園等、自殺行為に至る可能性がある心配な人を見つけた場合、声かけや関係部署への情報提供を行い、連携の強化を図ります。	継続	経済振興課 公園下水道課
	保健福祉総合センター・公民館・図書館・保育園・児童館・包括支援センター・多文化共生コミュニティセンターの場での心配な人の支援と連携	町内の施設で、自殺行為に至る可能性がある人を把握した場合、関係機関との連携強化を図ります。	継続	多文化協働課 高齢介護課 健康づくり課 こども課 生涯学習課
	避難行動要支援者対策事業	避難行動要支援者名簿のうち、同意を得た人の名簿を警察や消防、民生委員・児童委員、地域の自主防災組織などに提供し、日常の見守りに活用できるようにし、連携強化に努めます。	継続	高齢介護課
	交通防犯パトロール 地域安全パトロール 自主防犯パトロール	各種パトロールの際、町内の各所で自殺行為に至る可能性があり不審な行動をしている人を見つけたら、警察や消防、関係部署に連絡します。また、そのような人に対して声をかけ、必要時に相談窓口につなぎ、連携強化に努めます。	継続	安全安心課
	各種団体との連携	生活困窮や孤立化した町民等、心配な町民を把握し支援するため、自治会連絡協議会・民生委員児童委員協議会・食生活改善推進協議会・生活環境委員会などの関連団体との連携強化を図ります。	継続	総務課 福祉課 健康づくり課 環境整備課
		ヤングケアラー調査やケース会議において、生活困窮や孤立化した町民（保護者）等、心配な町民（保護者）を把握した場合、関連部署との連携強化を図ります。	新規	福祉課 高齢介護課 健康づくり課 教育指導課 こども課
	DV・LGBTQ等の相談機関の啓発	県が作成したDV防止に関するリーフレットや町配偶者暴力相談支援センターPRカード及び相談に関するチラシを公共施設等へ配布し、啓発を行います。また、各課の窓口でDV被害の相談があった際は、配偶者暴力相談支援センターにつなぐよう会議等で情報共有を行います。また、性の多様性について正しい理解と認識が深められるよう、LGBTQ等に関する普及・啓発を行うとともに、性的指向や性自認に関する悩みや不安などの相談先を周知します。	継続	多文化協働課 住民課
	相談窓口の周知	広報誌、ホームページ、SNS等を活用し、相談機関の窓口の周知を図ります。	継続	健康づくり課
	民生委員・児童委員の啓発	地域での相談窓口としての民生委員・児童委員の啓発を行います。	継続	福祉課

主な取組・事業	各課事業・取組	内容	今後の方向性	担当課
②学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備	教育相談事業	教育研究所の教育相談、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの相談について、保護者や子ども達に啓発を行い、相談しやすい体制づくりを構築します。	継続	教育指導課
③適切な精神保健医療福祉サービスの推進	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護を一体的に提供し、医療と介護を必要とする高齢者が、地域で暮らしていけるよう連携強化を図ります。	継続	高齢介護課
④民間団体との連携強化	日本郵便(株)と生活協同組合コープぐんまなどの地域における協力に関する協定	郵便局や生活協同組合コープぐんまのネットワークを活用し、地域や町民の異変を察知した場合、町に情報提供することについて規定し、支援体制づくりに努めます。	継続	企画戦略課 高齢介護課

## 【町民が取り組むこと】

- ・自治会連絡協議会や地区育成会、老人クラブなど地域の各種団体に参加し、顔の見える関係性をつくりましょう。
- ・皆で支え合う環境づくりは自殺予防において重要であるため、近隣の人にあいさつをする習慣をつけ、声をかけ合い、住みやすい町づくりに努めましょう。

## 【指標】

基本施策	事業・取組	指標	現状値 (R4年度実績)	目標値 (R11年度目標)	備考
基本施策1 皆で支え合う環境づくりの推進	自殺予防について関係部署との情報交換会議の実施	自殺予防関連情報交換会議の実施回数	年1回	年1回	担当部署からの報告



## 基本施策2 こころの健康づくりの推進

自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得る危機ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくいという現状があります。

自殺に対する正しい知識を広く普及し、自殺予防についての理解者が増えるよう、こころの健康づくりの推進を図ります。



主な取組・事業	各課事業・取組	内容	今後の方向性	担当課
① 自殺予防週間、自殺対策強化月間での啓発強化	あなたのいのち、大切ないのちキャンペーン	図書館にて、自殺予防に関するポスターを掲示し、推薦図書コーナーを設置し、自殺予防の啓発を図ります。	継続	健康づくり課 生涯学習課
	自殺予防週間（9月）と自殺対策強化月間（3月）での啓発	文部科学省や県教育委員会からの通知を通して、教職員への自殺予防に対する啓発を行います。	新規	教育指導課
		懸垂幕や公用車にメッセージを記したマグネット貼付、広報誌やホームページ、SNS等を通じて集中的に啓発を行います。	継続	健康づくり課
② 自殺に対する正しい知識の普及・啓発の推進	町民満足度・意識調査における啓発機会の提供	毎年度実施している町民満足度・意識調査において、自殺関連対策に係る現状把握や情報の周知等の機会を提供します。	継続	企画戦略課
	関係資料等の翻訳	自殺対策に関連した資料・チラシ等の翻訳を通じて、国籍に関わらず自殺に関する正しい知識の啓発に努めます。	継続	多文化協働課
	公共施設での普及・啓発	保健福祉総合センター、東朋産業いずみの杜、洋泉興業大泉町文化むら、町民体育館、公民館、図書館、広域公共バス「あおぞら」、デマンドバスにて、自殺予防に関するポスターの掲示を行い、自殺予防の啓発を図ります。	継続	高齢介護課 健康づくり課 経済振興課 都市整備課 公園下水道課 生涯学習課
	人権・男女共同参画に関わる各種週間等の広報紙を活用した啓発	人権週間、男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動期間、犯罪被害者週間等にあわせて、相談窓口の紹介や理解を深めるための啓発を図ります。	継続	多文化協働課
	高齢者及び介護者へ普及・啓発事業	広報誌やホームページにて、高齢者やその家族の心身の健康維持に関連した事業の周知を図ります。また、関連団体の会合などでチラシを配布し地域での見守りに協力してもらえるよう啓発します。	継続	高齢介護課
	各種事業での普及・啓発	自殺予防啓発のメッセージを記したグッズを配布し、自殺予防の啓発を図ります。	継続	健康づくり課



## 【町民が取り組むこと】

- ・ゲートキーパーや自殺予防週間、自殺対策強化月間のそれぞれの目的を知り、自分たちに何ができるかを考えてみましょう。
- ・広報、ホームページ等に掲載している自殺予防関連情報により、自殺予防に関する正しい理解を深めましょう。

## 【指標】

基本施策	事業・取組	指標	現状値 (R4年度実績)	目標値 (R11年度目標)	備考
基本施策2 こころの健康づくりの推進	自殺予防週間や自殺対策強化月間における啓発	自殺予防週間や自殺対策強化月間に関する認知度	13.0%	50.0%	住民アンケート
	SNS等相談事業の普及・啓発	SNS等相談事業の普及率	未実施	50.0%	住民アンケート

## 基本施策3 町民一人ひとりの気づきと見守りを促す

危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当ですが、自ら相談に行くことが困難な人が存在します。そのような対象を地域において、早期に発見し、確実に支援していくため、精神疾患や自殺予防に関する啓発を行い、町民一人ひとりの気づきと見守りを促します。



主な取組・事業	各課事業・取組	内容	今後の方向性	担当課
①精神疾患について正しい知識の普及・啓発	メンタルヘルス研修会	メンタルヘルスの保持増進について、研修会を実施するとともに、啓発を行います。	継続	健康づくり課
	館林保健福祉事務所・こころの健康センターとの連携	館林保健福祉事務所・こころの健康センターと連携し、訪問による相談（アウトリーチ）を実施するとともに、精神疾患について正しい知識の普及・啓発を行います。	継続	福祉課
②ゲートキーパーの普及と養成	ゲートキーパー養成講座	希望者を対象に、ゲートキーパーの養成を行うことにより、町民一人ひとりの気づきと見守り体制を強化します。	継続	健康づくり課

### 【町民が取り組むこと】

- ・ゲートキーパー養成講座などに積極的に参加しましょう。また、ゲートキーパーの役割や目的を周囲の人に伝えていきましょう。
- ・心身の不調がある場合は、身近な人や専門機関等に早めに相談しましょう。また、身近に心身の不調を訴える人がいた場合は、専門機関等への相談を促しましょう。

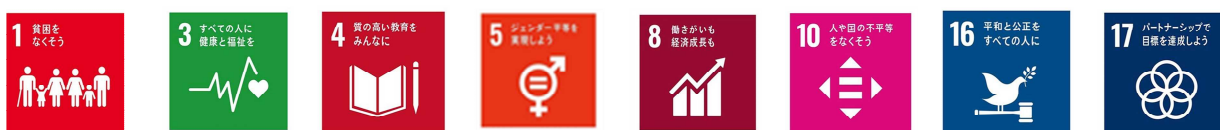
### 【指標】

基本施策	事業・取組	指標	現状値 (R4年度実績)	目標値 (R11年度目標)	備考
基本施策3 町民一人ひとりの気づきと見守りを促す	広報活動をとおして自殺予防やゲートキーパーの啓発	ゲートキーパーの認知度	13.6%	50.0%	住民アンケート

## 基本施策 4 悩みやストレス解消への支援

自殺対策には、失業や生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取り組みとともに、自己肯定感や信頼できる人との人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させるよう「生きることの包括的な支援」を推進します。

妊産婦や子ども、高齢者などの対象が悩みを抱えている様子を把握した際に、各関連部署において連携を図り、相談を受けたり相談場所を案内することで、悩みやストレスの解消に係る支援を行い、「生きることの促進」を進めていきます。



主な取組・事業	各課事業・取組	内容	今後の方向性	担当課
① 子ども・若者の自殺対策推進	「いのち」に関する授業の実施	小中学校で、いのちの大切さに関する授業を行い、自他のいのちを大切にす気持ちを持てるようにします。	継続	教育指導課
	SOSの出し方教育の実施	小中学校において、困ったときにSOSを出せる教育を実施します。	継続	教育指導課
	子ども・若者の相談窓口の充実	子ども・若者の相談を受け、必要な助言や支援を行います。また、自殺対策SMS等相談事業を通じて、若者等の個別支援の充実を図ります。	継続	健康づくり課
② 妊産婦及び家族への支援の充実	子育て世代包括支援センターでの相談支援事業	子育て世代包括支援センターにて、周産期の女性及びその家族に対して、母子健康手帳交付時から子育て期まで切れ目ない支援を行い健康不安や健康問題についての支援を行います。	継続	健康づくり課 こども課
	子育て世代への相談支援の充実	子育てにおいて、困難感を抱えている対象に対し、関係団体等と連携しながら相談や支援を行います。	新規	健康づくり課 こども課
	産後うつ発見と支援	産婦健康診査によるEPDS（産後うつ予防チェックリスト）の実施を推進し、産後うつのリスクが高い人に対して必要な支援を行います。	継続	健康づくり課
③ 女性への支援の充実	女性のための法律相談	女性弁護士による女性の相談支援を行います。	新規	住民課
④ 勤務問題による自殺対策の推進	労働相談で対応した町民への相談窓口紹介	労働相談で対応した町民が、生活困窮や心身の不調等、支援が必要と予測された場合、相談機関一覧リーフレットで案内し相談機関につながります。	継続	経済振興課
	メンタルヘルス等に関する職員向け相談窓口の設置	職員向けにストレスチェックを行うとともに、メンタルヘルス、ハラスメントについて相談できる窓口を設置します。また、必要に応じて専門の相談窓口や医療機関につながります。	継続	総務課
	過労死防止に向けた職員への周知	過労死等防止啓発月間に合わせ、各所属課に過労死防止に関するポスターを掲示し啓発を行います。	継続	総務課

主な取組・事業	各課事業・取組	内容	今後の方向性	担当課
⑤ 高齢者・介護者への支援の充実	認知症初期集中支援	認知症により生活に支障をきたしていると思われる高齢者やその家族に、早期診断・早期対応を行い、生活の破綻を防止します。	継続	高齢介護課
	老人福祉センターにおける相談	老人福祉センターにおいて、相談内容によって地域包括支援センターとの連携を図りながら、高齢者に関する様々な相談に応じます。	継続	高齢介護課
	総合相談支援	地域包括支援センターで、本人、家族、近隣の町民、地域のネットワーク等を通じて様々な相談を受けることにより、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応に応じます。	継続	高齢介護課
	権利擁護業務	生活が困難な高齢者が、地域において安心して生活していけるよう、高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止を図ります。	継続	高齢介護課
	ひとり暮らし高齢者に一声かける運動	地域包括支援センターと連携しながら、地区老人クラブに委託し、ひとり暮らし高齢者世帯を訪問し、安否確認等を行います。	継続	高齢介護課
	ごみ収集ボランティア事業	ボランティア業者（東毛環境サービス業協同組合）の協力により、ごみステーションまでごみを搬出するのが困難なひとり暮らし高齢者等に対し、自宅までごみの収集を行い、高齢者の生活の質の向上と見守り、孤独死の防止に努めます。	継続	高齢介護課
	給食サービス事業	社会福祉協議会に事業の一部を委託し、ひとり暮らし高齢者等に対して、定期的に食事を届けることにより、食生活の安定と地域の見守りを推進します。	継続	高齢介護課
	緊急通報装置貸与事業	ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急事態に迅速かつ適切な対応が図られるよう、生活不安の解消及び人命の安全を確保します。	継続	高齢介護課
	チームオレンジの設置	地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターをつなぎ地域で支援していきます。	新規	高齢介護課
⑥ 生活困窮者への支援の充実	館林保健福祉事務所との連携	自殺リスクの高い生活困窮者等に対し、館林保健福祉事務所と連携し、情報共有や訪問による支援を行います。	継続	福祉課
	フードドライブ制度の周知	各家庭で余っている食品等を回収し、食料に困っている人たちへ配布するフードドライブ制度を周知し、制度の活性化に努めます。	継続	福祉課
	フードバンクおおいずみちよだによる支援の推進	生活相談等により食料事情が悪化している世帯を把握した際に、フードバンクおおいずみちよだより食料提供等の支援を行い必要な人への支援を推進します。	継続	福祉課
	ハローワーク館林との連携	生活困窮世帯に対し、ハローワーク館林と連携し、就労相談、就労支援を行い、生活の立て直しを支援します。	継続	福祉課

主な取組・事業	各課事業・取組	内容	今後の方向性	担当課
⑥生活困窮者への支援の充実	社会福祉協議会における相談	社会福祉協議会による各種相談を開催し、相談窓口の充実を図ります。	継続	福祉課
	生活相談	生活困窮世帯に対し、その内容により各種助言や支援、関係機関の相談窓口へつなぎ、相談体制の充実を図ります。	継続	福祉課
	特別事情の届出	国民健康保険税滞納世帯で、支払いが困難な特別な事情がある場合は、被保険者証の交付等の相談に応じ、生活するための支援を行います。	継続	国民健康保険課
⑦障がい者への支援の充実	障害者虐待防止支援センターにおける相談	24時間体制で、障害者虐待の通報及び相談の受付を行い、相談体制の充実を図ります。	継続	福祉課
	障害者相談支援センターにおける相談	障がいに対する専門知識を持った相談員が、障がい者やその家族等からの各種相談に応じるとともに、相談体制の充実を図ります。	継続	福祉課
⑧引きこもりへの支援の充実	こころの病をもつ患者の会（ひばりの会）への支援	こころの病をもつ患者等の話し合いや交流の場を提供し、社会のつながりを増やす支援を行います。	継続	健康づくり課
⑨自殺未遂者の再度の自殺企図予防と残された人への支援の充実	自死遺族交流会等の周知	自死遺族、遺児へのサポートを行い、必要なケアを提供するとともに、SNS等を活用し、自死遺族の交流などの周知を行います。	継続	健康づくり課 こども課
	自殺未遂者相談支援事業を通じた県との連携	県が実施主体となっている、自殺未遂者に対する関係機関との連携による相談支援事業を実施し、再度の自殺企図を予防します。	継続	健康づくり課
⑩身体疾患に対する支援の充実	がん検診、各種検診での要精密検査者への支援	がん検診や各種けんしんで精密検査になった対象者に対して、精密検査の案内と不安解消に努め、精神的な支援を行います。	継続	健康づくり課
	成人健康相談	保健師・栄養士によるこころと身体に関する相談を実施するとともに相談体制の充実を図ります。	継続	健康づくり課
⑪こころの悩みに対する支援の充実	こころの健康相談	こころの悩みを抱える人に対して、精神科医師、保健師による健康相談を行うことにより、個別相談の充実を図ります。	継続	健康づくり課
	こころの病を持つ患者の会（ひばりの会）への支援	こころの病をもつ患者等の支援を行うことにより、居場所づくりを提供します。	継続	健康づくり課
⑫児童虐待防止や被害者への支援、ひとり親家庭支援の充実	児童虐待相談窓口での町民に対する支援	児童虐待の相談（通報）を受け、町民宅を訪問した際に、生活困窮や心身の不調などで困っていることがないか自殺の危険因子に留意し支援します。	継続	こども課
	要保護児童対策地域協議会での連携	要保護児童及びその家族において、自殺リスクの高い人を把握し支援者が共通認識をもって関わり、必要に応じ関係部署へ連絡します。	継続	健康づくり課 教育指導課 こども課

主な取組・事業	各課事業・取組	内容	今後の方向性	担当課
⑬ 人権に関する理解促進、相談	人権に関する相談	人権擁護委員によるいじめや差別などの人権に関する相談を行います。	継続	住民課
		学校の全教育活動を通して、いじめや差別などの人権に関する教育を行い、児童生徒の人権意識の向上を図ります。	新規	教育指導課
	町ぐるみ人権教育推進大会	町内中学校生徒による人権作文の発表と人権講演会を行い、町民の人権意識向上と差別の解消を目指し、人権教育・啓発活動の推進を図ります。	新規	生涯学習課

## 【町民が取り組むこと】

- ・ 心配なことや不安なことなどがあれば、一人で抱え込まずに身近な人に早めに相談しましょう。
- ・ 電話や窓口、SNS など自分にあった手法の相談を活用しましょう。

## 【指標】

基本施策	事業・取組	指標	現状値 (R4年度実績)	目標値 (R11年度目標)	備考
基本施策4 悩みやストレスの解消への支援	SOSの出し方教育の実施	町立小中学校のSOSの出し方教育実施率	全校実施	全校実施	担当部署からの報告
	SOSの出し方教育を促進するための保健師協力の実施	養護教諭等との情報交換会の実施回数	未実施	年1回以上	担当部署からの報告
	産後うつ病等のハイリスク者への支援	EPDS高値等のハイリスク者への支援率	100%	100%	担当部署からの報告
	無職、失業者、生活困窮者への支援	ハイリスク者への案内カード配布数	未実施	必要な人への配布数	担当部署からの報告
	包括支援センターとの情報交換会	情報交換会の実施回数	未実施	年1回以上	担当部署からの報告
	SNS等相談事業のつなぎ支援	つなぎ支援の支援率	未実施	100%	担当部署からの報告

## 基本施策5 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上で基礎となる重要な取り組みです。町では、担当部署の職員だけでなく、地域における互助・共助の担い手でもある町民を対象にしたゲートキーパー養成講座等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成し、支援者の資質向上に努めます。



主な取組・事業	各課事業・取組	内容	今後の方向性	担当課
① 自殺対策の連携調整を担う人材の育成	メンタルヘルスボランティア・スキルアップ研修会	メンタルヘルスについての理解と自殺予防に関する意識を高めます。	継続	健康づくり課
	介護予防サポーター養成研修	地域で高齢者の介護予防活動を主体的に行う人材を育成し、高齢期の運動機能の保持、栄養改善、口腔機能の向上、うつ、ひきこもり、認知症予防に関する活動を促進します。	継続	高齢介護課
	教職員に対し「いのち、自殺予防」の研修会の実施	教職員に対して、「児童生徒の自殺予防」の観点から研修会を開催し、自殺予防に関する教職員の指導力の向上を図ります。	継続	教育指導課
	子どもと関わる職員に対し「児童虐待予防」の研修会の実施	子どもと関わる職員に対して、「児童虐待予防」に関する研修会を開催し、職員の資質の向上を図ります。	新規	こども課
② 地域保健スタッフの資質の向上	職員向けメンタルヘルス研修	職員を対象としたメンタルヘルス研修を行い、自殺予防に関する意識を高めます。	継続	総務課
	特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクによる情報交換会	情報交換会に参加することにより、自殺対策に関わる職員の資質向上を図ります。	新規	健康づくり課
③ 様々な分野でのゲートキーパーの養成	ゲートキーパー養成講座	希望者を対象に、ゲートキーパーの養成を行い、支援者の育成や資質の向上を図ります。	継続	健康づくり課
④ 家族や知人等を含めた支援者への支援	認知症サポーター養成講座	認知症の人をもつ家族等に対する支援者を養成します。	継続	高齢介護課

## 【町民が取り組むこと】

- ・地域活動に積極的に参加しましょう。
- ・介護予防サポーター養成研修や認知症サポーター養成講座に積極的に参加しましょう。

## 【指標】

基本施策	事業・取組	指標	現状値 (R4年度実績)	目標値 (R11年度目標)	備考
基本施策5 自殺対策を 支える人材 の育成	ライフリンクとの 情報交換会	ライフリンクとの情報 交換会の実施回数	年1回	年1回以上	担当部署か らの報告



## 事業・取組一覧(担当別)

担当部・課	各課事業・取組	内容	主な取組・事業
総務部 総務課	各種団体との連携	生活困窮や孤立化した町民等、心配な町民を把握し支援するため、自治会連絡協議会などの関連団体との連携強化を図ります。	1-① 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備
	メンタルヘルス等に関する職員向け相談窓口の設置	職員向けにストレスチェックを行うとともに、メンタルヘルス、ハラスメントについて相談できる窓口を設置します。また、必要に応じて専門の相談窓口や医療機関につなぎます。	4-④ 勤務問題による自殺対策の推進
	過労死防止に向けた職員への周知	過労死等防止啓発月間に合わせ各所属課に過労死防止に関するポスターを掲示し啓発を行います。	
	職員向けメンタルヘルス研修	職員を対象としたメンタルヘルス研修を行い、自殺予防に関する意識を高めます。	5-② 地域保健スタッフの資質の向上
総務部 安全安心課	交通防犯パトロール、地域安全パトロール、自主防犯パトロール	各種パトロールの際、町内の各所で自殺行為に至る可能性があり不審な行動をしている人を見つけたら、警察や消防、関係部署に連絡します。また、そのような人に対して声をかけ、必要時に相談窓口につなぎ、連携強化に努めます。	1-① 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備
企画部 企画戦略課	日本郵便(株)との地域における協力に関する協定	郵便局のネットワークを活用し、地域や町民の異変を察知した場合、町に情報提供することについて規定し、支援体制づくりに努めます。	1-④ 民間団体との連携強化
	町民満足度・意識調査における啓発機会の提供	毎年度実施している町民満足度・意識調査において、自殺関連対策に係る現状把握や情報の周知等の機会を提供します。	2-② 自殺に対する正しい知識の普及・啓発の推進
企画部 多文化協働課	保健福祉総合センター・公民館・図書館・保育園・児童館・包括支援センター・多文化共生コミュニティセンターの場での心配な人の支援と連携	町内の施設で、自殺行為に至る可能性がある人を把握した場合、関係機関との連携強化を図ります。	
	DV・LGBTQ等の相談機関の啓発	県が作成したDV防止に関するリーフレットや町配偶者暴力相談支援センターPRカード及び相談に関するチラシを公共施設等へ配布し、啓発を行う。また、各課の窓口でDV被害の相談があった際は、配偶者暴力相談支援センターにつなぐよう会議等で情報共有を行います。 また、性の多様性について正しい理解と認識が深められるよう、LGBTQ等に関する普及・啓発を行うとともに、性的指向や性自認に関する悩みや不安などの相談先を周知します。	1-① 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備
	関係資料等の翻訳	自殺対策に関連した資料・チラシ等の翻訳を通じて、国籍に関わらず自殺に関する正しい知識の啓発に努めます。	2-② 自殺に対する正しい知識の普及・啓発の推進
	人権・男女共同参画に関わる各種週間等の広報紙を活用した啓発	人権週間、男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動期間、犯罪被害者週間等にあわせて、相談窓口の紹介や理解を深めるための啓発を図ります。	

担当部・課	各課事業・取組	内容	主な取組・事業
財務部 税務課	相談窓口で把握した町民への支援と連携	税務相談などの際に、生活困窮や心身の不調等自殺の危険因子に留意し、必要な場合には専門機関につながるよう、関係部署と連携し、支援体制の強化に努めます。	1-① 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備
財務部 収納課	相談窓口で把握した町民への支援と連携	納税相談などの際に、生活困窮や心身の不調等自殺の危険因子に留意し、必要な場合には専門機関につながるよう、関係部署と連携し、支援体制の強化に努めます。	1-① 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備
健康福祉部 福祉課	相談窓口で把握した町民への支援と連携	生活相談などの際に、自殺の危険因子に留意し、支援が必要な人に対して関係部署の連携強化に努めます。	1-① 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備
	各種団体との連携	生活困窮や孤立化した町民等、心配な町民を把握し支援するため、民生委員児童委員協議会などの関連団体との連携強化を図ります。 ヤングケアラー調査やケース会議において、生活困窮や孤立化した町民（保護者）等、心配な町民（保護者）を把握した場合、関連部署との連携強化を図ります。	
	民生委員・児童委員の啓発	地域での相談窓口としての民生委員・児童委員の啓発を行います。	
	館林保健福祉事務所・こころの健康センターとの連携	館林保健福祉事務所・こころの健康センターと連携し、訪問による相談（アウトリーチ）を実施するとともに、精神疾患について正しい知識の普及・啓発を行います。	3-① 精神疾患について正しい知識の普及・啓発
	館林保健福祉事務所との連携	自殺リスクの高い生活困窮者等に対し、館林保健福祉事務所と連携し、情報共有や訪問による支援を行います。	4-⑥ 生活困窮者への支援の充実
	フードドライブ制度の周知	各家庭で余っている食品等を回収し、食料に困っている人たちへ配布するフードドライブ制度を周知し、制度の活性化に努めます。	
	フードバンクおおいずみちよだによる支援の推進	生活相談等により食料事情が悪化している世帯を把握した際に、フードバンクおおいずみちよだより食料提供等の支援を行い必要な人への支援を推進します。	
	ハローワーク館林との連携	生活困窮世帯に対し、ハローワーク館林と連携し、就労相談、就労支援を行い、生活の立て直しを支援します。	
	社会福祉協議会における相談	社会福祉協議会による各種相談を開催し、相談窓口の充実を図ります。	
	生活相談	生活困窮者等に対し、その内容により各種助言や支援、関係機関の相談窓口へつなぎ、相談体制の充実を図ります。	
	障害者虐待防止支援センターにおける相談	24時間体制で、障がい者虐待の通報及び相談の受付を行い、相談体制の充実を図ります。	4-⑦ 障がい者への支援の充実
	障害者相談支援センターにおける相談	障がいに対する専門知識を持った相談員が、障がい者やその家族等からの各種相談に応じるとともに、相談体制の充実を図ります。	

担当部・課	各課事業・取組	内容	主な取組・事業
健康福祉部 高齢介護課	相談窓口で把握した町民への支援と連携	高齢者相談などの際に、生活困窮や心身の不調等自殺の危険因子に留意し、支援が必要な人に対して関係部署の連携強化に努めます。	1-① 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備
	保健福祉総合センター・公民館・図書館・保育園・児童館・包括支援センター・多文化共生コミュニティセンターの場での心配な人の支援と連携	町内の施設で、自殺行為に至る可能性がある人を把握した場合、関係機関との連携強化を図ります。	
	避難行動要支援者対策事業	避難行動要支援者名簿のうち、同意を得た人の名簿を警察や消防、民生委員・児童委員、地域の自主防災組織などに提供し、日常の見守りに活用できるようにし、連携強化に努めます。	
	各種団体との連携	ヤングケアラー調査やケース会議において、生活困窮や孤立化した町民（保護者）等、心配な町民（保護者）を把握した場合、関連部署との連携強化を図ります。	
	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護を一体的に提供し、医療と介護を必要とする高齢者が、地域で暮らしていけるよう連携強化を図ります。	1-③適切な精神保健医療福祉サービスの推進
	生活協同組合コープぐんまとの地域における協力に関する協定	生活協同組合コープぐんまのネットワークを活用し、地域や町民の異変を察知した場合、町に情報提供することについて規定し、支援体制づくりに努めます。	1-④ 民間団体との連携強化
	公共施設での普及・啓発	保健福祉総合センター、東朋産業いずみの杜、洋泉興業大泉町文化むら、町民体育館、公民館、図書館、広域公共バス「あおぞら」、デマンドバスにて、自殺予防に関するポスターの掲示を行い、自殺予防の啓発を図ります。	2-② 自殺に対する正しい知識の普及・啓発の推進
	高齢者及び介護者へ普及・啓発事業	広報誌やホームページにて、高齢者やその家族の心身の健康維持に関連した事業の周知を図ります。また、関連団体の会合などでチラシを配布し地域での見守りに協力してもらえるよう啓発します。	
	認知症初期集中支援	認知症により生活に支障をきたしていると思われる高齢者やその家族に、早期診断・早期対応を行い、生活の破綻を防止します。	4-⑤ 高齢者・介護者への支援の充実
	老人福祉センターにおける相談	老人福祉センターにおいて、相談内容によって地域包括支援センターとの連携を図りながら、高齢者に関する様々な相談に応じます。	
総合相談支援	地域包括支援センターで、本人、家族、近隣の町民、地域のネットワーク等を通じて様々な相談を受けることにより、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応に応じます。		

担当部・課	各課事業・取組	内容	主な取組・事業
健康福祉部 高齢介護課	権利擁護業務	生活が困難な高齢者が、地域において安心して生活していけるよう、高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止を図ります。	4-⑤ 高齢者・介護者 への支援の充実
	ひとり暮らし高齢者に一声かける運動	地区老人クラブが、ひとり暮らし高齢者世帯を訪問し、安否確認等を行います。	
	ごみ収集ボランティア事業	ボランティア業者（東毛環境サービス業協同組合）の協力により、ごみステーションまでごみを搬出するのが困難なひとり暮らし高齢者等に対し、自宅までごみの収集を行い、高齢者の生活の質の向上と見守り、孤独死の防止に努めます。	
	給食サービス事業	社会福祉協議会に事業の一部を委託し、ひとり暮らし高齢者等に対して、定期的に食事を届けることにより、食生活の安定と地域の見守りを推進します。	
	緊急通報装置貸与事業	ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急事態に迅速かつ適切な対応が図られるよう、生活不安の解消及び人命の安全を確保します。	
	チームオレンジの設置	地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターをつなぎ地域で支援していきます。	
	介護予防サポーター養成研修	地域で高齢者の介護予防活動を主体的に行う人材を育成し、高齢期の運動機能の保持、栄養改善、口腔機能の向上、うつ、ひきこもり、認知症予防に関する活動を促進します。	
認知症サポーター養成講座	認知症の人をもつ家族等に対する支援者を養成します。	5-④ 家族や知人等を含めた支援者への支援	
健康福祉部 健康づくり課	相談窓口で把握した町民への支援と連携	健康相談などの際に、心身の不調を把握し、支援が必要な人に対して、関係部署と連携し支援体制の強化に努めます。	1-① 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備
	保健福祉総合センター・公民館・図書館・保育園・児童館・包括支援センター・多文化共生コミュニティセンターの場での心配な人の支援と連携	町内の施設で、自殺行為に至る可能性がある人を把握した場合、関係機関との連携強化を図ります。	
	各種団体との連携	生活困窮や孤立化した町民等、心配な町民を把握し支援するため、食生活改善推進協議会などの関連団体との連携強化を図ります。 ヤングケアラー調査やケース会議において、生活困窮や孤立化した町民（保護者）等、心配な町民（保護者）を把握した場合、関連部署との連携強化を図ります。	
	相談窓口の周知	広報誌、ホームページ、SNS等を活用し、相談機関の窓口の周知を図ります。	
あなたのいのち、大切ないのちキャンペーン	図書館にて、自殺予防に関するポスターを掲示し、推薦図書コーナーを設置し、自殺予防の啓発を図ります。	2-① 自殺予防週間、自殺対策強化月間での啓発強化	

担当部・課	各課事業・取組	内容	主な取組・事業
健康福祉部 健康づくり課	自殺予防週間（9月）と自殺対策強化月間（3月）での啓発	懸垂幕や公用車にメッセージを記したマグネット貼付、広報誌やホームページ、SNS等を通じて集中的に啓発を行います。	2-① 自殺予防週間、自殺対策強化月間での啓発強化
	公共施設での普及・啓発	保健福祉総合センター、東朋産業いずみの杜、洋泉興業大泉町文化むら、町民体育館、公民館、図書館、広域公共バス「あおぞら」、デマンドバスにて、自殺予防に関するポスターの掲示を行い、自殺予防の啓発を図ります。	2-② 自殺に対する正しい知識の普及・啓発の推進
	各種事業での普及・啓発	自殺予防啓発のメッセージを記したグッズを配布し、自殺予防の啓発を図ります。	
	メンタルヘルス研修会	メンタルヘルスの保持増進について、研修会を実施するとともに、啓発を行います。	3-① 精神疾患について正しい知識の普及・啓発
	ゲートキーパー養成講座	希望者を対象に、ゲートキーパーの養成を行うことにより、町民一人ひとりの気づきと見守り体制を強化します。	3-② ゲートキーパーの普及と養成
	子ども・若者の相談窓口の充実	子ども・若者の相談を受け、必要な助言や支援を行います。また、自殺対策 SNS等相談事業を通じて、若者等の個別支援の充実を図ります。	4-① 子ども若者の自殺対策推進
	子育て世代包括支援センターでの相談支援事業	子育て世代包括支援センターにて、周産期の女性及びその家族に対して、母子健康手帳交付時から子育て期まで切れ目ない支援を行い健康不安や健康問題についての支援を行います。	4-② 妊産婦及び家族への支援の充実
	子育て世代への相談支援の充実	子育てにおいて、困難感を抱えている対象に対し、関係団体等と連携しながら相談や支援を行います。	
	産後うつ発見と早期発見と支援	産婦健康診査による EPDS（産後うつ予防チェックリスト）の実施を推進し、産後うつのリスクが高い人に対して必要な支援を行います。	
	こころの病をもつ患者の会（ひばりの会）への支援	こころの病をもつ患者等の話し合いや交流の場を提供し、社会のつながりを増やす支援を行います。	4-⑧ 引きこもりへの支援の充実
	自死遺族交流会等の周知	自死遺族、遺児へのサポートを行い、必要なケアを提供するとともに、SNS等を活用し、自死遺族の交流などの周知を図ります。	4-⑨ 自殺未遂者の再度の自殺企図予防と残された人への支援の充実
	自殺未遂者相談支援事業を通じた県との連携	県が実施主体となっている、自殺未遂者に対する関係機関との連携による相談支援事業を実施し、再度の自殺企図を予防します。	4-⑩ 身体疾患に対する支援の充実
	がん検診、各種検診での要精密検査者への支援	がん検診や各種けんしんで精密検査になった対象者に対して、精密検査の案内と不安解消に努め、精神的な支援を行います。	
	成人健康相談	保健師・栄養士によるこころと身体に関する相談を実施するとともに相談体制の充実を図ります。	
こころの健康相談	こころの悩みを抱える人に対して、精神科医師、保健師による健康相談を行うことにより、個別相談の充実を図ります。		

担当部・課	各課事業・取組	内容	主な取組・事業
健康福祉部 健康づくり課	こころの病を持つ患者の会（ひばりの会）への支援	こころの病をもつ患者等の支援を行うことにより、居場所づくりを提供します。	4-⑪ こころの悩みに対する支援の充実
	要保護児童対策地域協議会での連携	要保護児童及びその家族において、自殺リスクの高い人を把握し支援者が共通認識をもって関わり、必要に応じ関係部署へ連絡します。	
	メンタルヘルスボランティア・スキルアップ研修会	メンタルヘルスについての理解と自殺予防に関する意識を高めます。	5-① 自殺対策の連携調整を担う人材の育成
	特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクによる情報交換会	情報交換会に参加することにより、自殺対策に関わる職員の資質向上を図ります。	5-② 地域保健スタッフの資質の向上
	ゲートキーパー養成講座	希望者を対象に、ゲートキーパーの養成を行い、支援者の育成や資質の向上を図ります。	5-③ 様々な分野でのゲートキーパーの養成
住民経済部 住民課	相談窓口で把握した町民への支援と連携	町民相談、消費生活相談、配偶者暴力相談などの際に、生活困窮や心身の不調等自殺の危険因子に留意し、必要な場合には専門機関につながるよう、関係部署と連携し、支援体制の強化に努めます。	1-① 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備
	DV・LGBTQ等の相談機関の啓発	県が作成したDV防止に関するリーフレットや町配偶者暴力相談支援センターPRカード及び相談に関するチラシを公共施設等へ配布し、啓発を行います。また、各課の窓口でDV被害の相談があった際は、配偶者暴力相談支援センターにつなぐよう会議等で情報共有を行います。また、性の多様性について正しい理解と認識が深められるよう、LGBTQ等に関する普及・啓発を行うとともに、性的指向や性自認に関する悩みや不安などの相談先を周知します。	
	女性のための法律相談	女性弁護士による女性の相談支援を行います。	4-③ 女性への支援の充実
	人権に関する相談	人権擁護委員によるいじめや差別などの人権に関する相談を行います。	4-⑬ 人権に関する理解促進、相談
住民経済部 国民健康保険課	相談窓口で把握した町民への支援と連携	保険相談などの際に、生活困窮や心身の不調等自殺の危険因子に留意し、必要な場合には専門機関につながるよう、関係部署と連携し、支援体制の強化に努めます。	1-① 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備
	特別事情の届出	国民健康保険税滞納世帯で、支払いが困難な特別な事業がある場合は、被保険者証の交付等の相談に応じ、生活するための支援を行います。	4-⑥ 生活困窮者への支援の充実

担当部・課	各課事業・取組	内容	主な取組・事業
住民経済部 経済振興課	各種イベント時や公園等で把握した心配な人への支援と連携	各種イベント時や公園等、自殺行為に至る可能性がある心配な人を見つけた場合、声がけや関係部署への情報提供を行い、連携の強化を図ります。	1-① 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備
	公共施設での普及・啓発	保健福祉総合センター、東朋産業いずみの杜、洋泉興業大泉町文化むら、町民体育館、公民館、図書館、広域公共バス「あおぞら」、デマンドバスにて、自殺予防に関するポスターの掲示を行い、自殺予防の啓発を図ります。	2-② 自殺に対する正しい知識の普及・啓発の推進
	労働相談で対応した町民への相談窓口紹介	労働相談で対応した町民で、生活困窮や心身の不調等、支援が必要と予測された場合、相談機関一覧リーフレットで案内し、相談機関につながります。	4-④ 勤務問題による自殺対策の推進
都市建設部 都市整備課	相談窓口で把握した町民への支援と連携	町営住宅入居者からの相談などの際に、生活困窮や心身の不調等自殺の危険因子に留意し、必要な場合には専門機関につながるよう、関係部署と連携し、支援体制の強化に努めます。	1-① 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備
	公共施設での普及・啓発	保健福祉総合センター、東朋産業いずみの杜、洋泉興業大泉町文化むら、町民体育館、公民館、図書館、広域公共バス「あおぞら」、デマンドバスにて、自殺予防に関するポスターの掲示を行い、自殺予防の啓発を図ります。	2-② 自殺に対する正しい知識の普及・啓発の推進
都市建設部 公園下水道課	各種イベント時や公園等で把握した心配な人への支援と連携	各種イベント時や公園等、自殺行為に至る可能性がある心配な人を見つけた場合、声がけや関係部署への情報提供を行い、連携の強化を図ります。	1-① 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備
	公共施設での普及・啓発	保健福祉総合センター、東朋産業いずみの杜、洋泉興業大泉町文化むら、町民体育館、公民館、図書館、広域公共バス「あおぞら」、デマンドバスにて、自殺予防に関するポスターの掲示を行い、自殺予防の啓発を図ります。	2-② 自殺に対する正しい知識の普及・啓発の推進
都市建設部 環境整備課	相談窓口で把握した町民への支援と連携	環境に関する相談などの際に、心身の不調等の自殺の危険因子に留意し、支援が必要な人に対して関係部署の連携強化に努めます。	1-① 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備
	各種団体との連携	生活困窮や孤立化した町民等、心配な町民を把握し支援するため、生活環境委員会などの関連団体との連携強化を図ります。	

担当部・課	各課事業・取組	内容	主な取組・事業
教育部 教育指導課	相談窓口で把握した町民への支援と連携	就学相談などの際に、心身の不調を把握し、支援が必要な人に対して、関係部署と連携し支援体制の強化に努めます。	1-① 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備
	保育料・児童館使用料及び学校給食費の納付相談で対応した町民への相談窓口の紹介と連携	収納対策で対応した町民で、生活困窮や心身の不調などで支援が必要と予測された場合に、相談機関一覧のリーフレットを配布し関係機関との連携を図ります。	
	各種団体との連携	ヤングケアラー調査やケース会議において、生活困窮や孤立化した町民（保護者）等、心配な町民（保護者）を把握した場合、関連部署との連携強化を図ります。	
	教育相談事業	教育研究所の教育相談、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの相談について、保護者や子ども達に啓発を行い、相談しやすい体制づくりを構築します。	1-② 学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備
	自殺予防週間（9月）と自殺対策強化月間（3月）での啓発	文部科学省や県教育委員会からの通知を通して、教職員への自殺予防に対する啓発を行います。	2-① 自殺予防週間、自殺対策強化月間での啓発強化
	「いのち」に関する授業の実施	小中学校で、いのちの大切さに関する授業を行い、自他のいのちを大切にす気持ちを持てるようにします。	4-① 子ども若者の自殺対策推進
	SOSの出し方教育の実施	小中学校において、困ったときにSOSを出せる教育を実施します。	
	要保護児童対策地域協議会での連携	要保護児童及びその家族において、自殺リスクの高い人を把握し支援者が共通認識をもって関わり、必要に応じ関係部署へ連絡します。	4-⑫ 児童虐待防止や被害者への支援、ひとり親家庭支援の充実
	人権に関する相談	学校の全教育活動を通して、いじめや差別などの人権に関する教育を行い、児童生徒の人権意識の向上を図ります。	4-⑬ 人権に関する理解促進、相談
教職員に対し「いのち、自殺予防」の研修会の実施	教職員に対して、「児童生徒の自殺予防」の観点から研修会を開催し、自殺予防に関する教職員の指導力の向上を図ります。	5-① 自殺対策の連携調整を担う人材の育成	
教育部 こども課	相談窓口で把握した町民への支援と連携	子ども家庭支援拠点での相談の際に、生活困窮や心身の不調等自殺の危険因子に留意し、支援が必要な人に対して関係部署との連携強化に努めます。	1-① 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備
	各種団体との連携	ヤングケアラー調査やケース会議において、生活困窮や孤立化した町民（保護者）等、心配な町民（保護者）を把握した場合、関連部署との連携強化を図ります。	
	保育料・児童館使用料及び学校給食費の納付相談で対応した町民への相談窓口の紹介と連携	収納対策で対応した町民で、生活困窮や心身の不調などで支援が必要と予測された場合に、相談機関一覧のリーフレットを配布し関係機関との連携を図ります。	



担当部・課	各課事業・取組	内容	主な取組・事業
教育部 こども課	保健福祉総合センター・公民館・図書館・保育園・児童館・包括支援センター・多文化共生コミュニティセンターの場での心配な人の支援と連携	町内の施設で、自殺行為に至る可能性がある人を把握した場合、関係機関との連携強化を図ります。	1-① 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備
	児童虐待相談窓口での町民に対する支援	児童虐待の相談（通報）を受け、町民宅を訪問した際に、生活困窮や心身の不調などで困っていることがないか自殺の危険因子に留意し支援します。	4-⑫ 児童虐待防止や被害者への支援、ひとり親家庭支援の充実
	要保護児童対策地域協議会での連携	保護児童及びその家族において、自殺リスクの高い人を把握し支援者が共通認識をもって関わり、必要に応じ関係部署へ連絡します。	
	子育て世代包括支援センターでの相談支援事業	子育て世代包括支援センターにて、周産期の女性及びその家族に対して、母子健康手帳交付時から子育て期まで切れ目ない支援を行い健康不安や健康問題についての支援を行います。	4-② 妊産婦及び家族への支援の充実
	子育て世代への相談支援の充実	子育てにおいて、困難感を抱えている対象に対し、関係団体等と連携しながら相談や支援を行います。	
	自死遺族交流会等の周知	自死遺族、遺児へのサポートを行い、必要なケアを提供するとともに、SNS等を活用し、自死遺族の交流などの周知を図ります。	4-⑨ 自殺未遂者の再度の自殺企図予防と残された人への支援の充実
	子どもと関わる職員に対し「児童虐待予防」の研修会の実施	子どもと関わる職員に対して、「児童虐待予防」に関する研修会を開催し、職員の資質の向上を図ります。	5-① 自殺対策の連携調整を担う人材の育成
教育部 生涯学習課	保健福祉総合センター・公民館・図書館・保育園・児童館・包括支援センター・多文化共生コミュニティセンターの場での心配な人の支援と連携	町内の施設で、自殺行為に至る可能性がある人を把握した場合、関係機関との連携強化を図ります。	1-① 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備
	あなたのいのち、大切ないのちキャンペーン	図書館にて、自殺予防に関するポスターを掲示し、推薦図書コーナーを設置し、自殺予防の啓発を図ります。	2-① 自殺予防週間、自殺対策強化月間での啓発強化

担当部・課	各課事業・取組	内容	主な取組・事業
教育部 生涯学習課	公共施設での普及・啓発	保健福祉総合センター、東朋産業いずみの杜、洋泉興業大泉町文化むら、町民体育館、公民館、図書館、広域公共バス「あおぞら」、デマンドバスにて、自殺予防に関するポスターの掲示を行い、自殺予防の啓発を図ります。	2-② 自殺に対する正しい知識の普及・啓発の推進
	町ぐるみ人権教育推進大会	町内中学校生徒による人権作文の発表と人権講演会を行い、町民の人権意識向上と差別の解消を目指し、人権教育・啓発活動の推進を図ります。	4-⑬ 人権に関する理解促進、相談

## 第5章 自殺対策の推進体制

### 1 計画の周知の徹底

町民一人ひとりが、自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、自分自身を含め周囲の人の「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことができるよう、「広報おおいずみ」やホームページ、町公式LINEなどにより計画内容を公表します。また、各種行事や活動の中で機会あるごとに計画内容の広報・啓発に努め、町民への周知徹底を行います。

### 2 関係機関等との連携・協働

取り組みが推進できるよう、館林市邑楽郡医師会、館林邑楽歯科医師会、館林邑楽薬剤師会、地区社会福祉協議会、その他各種関係機関・団体と連携を図りながら、自殺予防を推進します。

また、行政においては、自殺予防施策の推進にあたって、庁内関係各課と連携を図り、総合的かつ横断的な施策の推進に努めます。

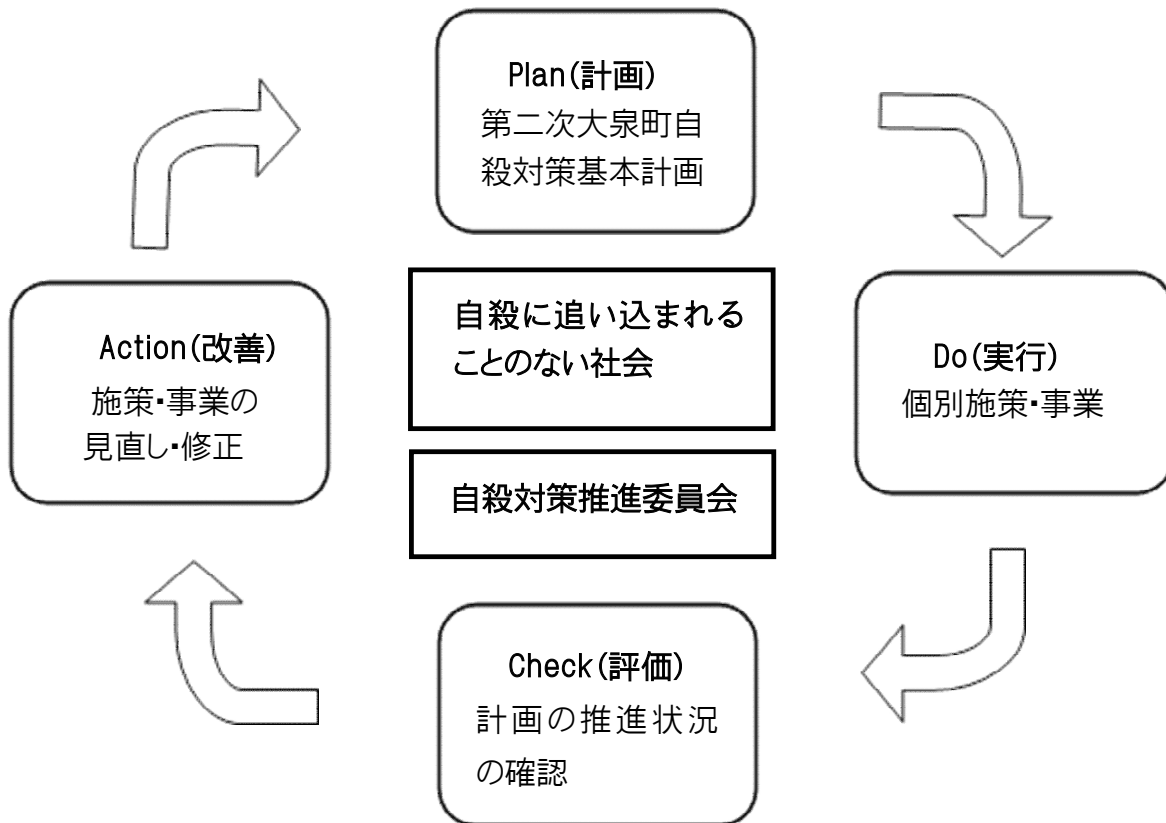
### 3 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)、を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の理念を活用し、計画のすみやかな実行を図るとともに、評価と改善を充分に行い、実効性のある計画を目指します。

サイクルのポイントとなるCheck(評価)のステップでは、施策の実施状況を点検し、必要な改善に関する協議を行い、Action(改善)のステップへとつなげていきます。必要に応じて、各種団体関係者などから意見を聞くものとします。

また、自殺対策推進委員会を自殺対策の取り組みに関する検証の場として位置づけ、計画全体の進行管理を行います。

■計画の進捗管理における PDCA サイクルのイメージ



## 資料編

### 1 計画策定の経過

年月日	会議名等	内容
令和5年1月30日(月)～ 2月24日(金)【一般】 2月6日(月)～17日(金) 【小中高生】	こころとからだの健康に関するアンケート調査の実施	町内在住18歳以上の町民(1,725人)小中高生364人に配布
令和5年6月1日(木)	第1回自殺対策推進委員会	・計画の概要について ・アンケート調査の結果について ・計画の骨子のイメージについて
令和5年7月27日(木)	第2回自殺対策推進委員会	・素案について

## 2 自殺対策推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大泉町における自殺対策を総合的に推進するため、大泉町自殺対策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 自殺対策基本計画に関すること。
- (2) 自殺対策の推進について、関係機関、関係団体等との連携に関すること。
- (3) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療関係団体を代表する者
- (3) 教育機関を代表する者
- (4) 福祉関係団体を代表する者
- (5) 企業関係団体を代表する者
- (6) 関係行政機関を代表する者
- (7) ゲートキーパー(自殺に傾いている人に声をかけ、支える役割を担う者)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員会)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によって選出する。

2 委員会は、必要の都度委員長が招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部健康づくり課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

### 3 自殺対策推進委員会名簿

No	氏 名	選 出 団 体	備考
1	佐久間 忠夫	老人クラブ連絡協議会 会長	
2	松本 恵理子	館林市邑楽郡医師会 会長	
3	柴田 信義	館林市邑楽郡医師会 理事	会長
4	脇田 邦之	館林邑楽薬剤師会 専務理事	
5	恩田 弘子	大泉町小中学校校長会 町立西小学校 校長	
6	立花 典之	大泉町小中学校校長会 町立北中学校 校長	副会長
7	平田 剛久	群馬県立大泉高等学校 生徒指導主事	
8	小林 一雅	群馬県立西邑楽高等学校 校長	
9	岩瀬 寿夫	大泉町社会福祉協議会 会長	
10	川島 銀一	大泉町民生委員児童委員協議会 会長	
11	関根 寛直	連合群馬館林地域協議会 副議長	
12	上村 恵美子	大泉町商工会 理事	
13	逆井 一光	大泉警察署 生活安全課長	
14	小島 一也	大泉消防署 署長	
15	富田 恵子	館林保健福祉事務所 保健第2係長	
16	栗田 直美		

## 4 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

### 目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

### 附則

第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。



(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内におけ

る自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

### 第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階

における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二八年三月三〇日法律第一一号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

# 5 自殺総合対策大綱

## 「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定  
 第3次：平成29年7月25日閣議決定  
 第2次：平成24年8月28日閣議決定  
 第1次：平成19年6月8日閣議決定

### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
 促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

### 第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。  
 （平成27年：18.5 → 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

1

## 「自殺総合対策大綱」 <第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要>

#### 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
  - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
  - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

#### 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
  - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
  - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
  - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

#### 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
  - ・相談機関等に集約される情報の活用検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
  - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
  - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
  - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

#### 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
  - ・ゲートキーパーの養成
  - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
  - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

#### 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
  - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

#### 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
  - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
  - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

#### 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
  - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
  - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーコントロールによる取組を推進
  - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
  - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

2

# 「自殺総合対策大綱」

## <第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要>

### 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
  - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
  - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
  - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

### 9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
  - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
  - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
  - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

### 10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
  - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

### 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
  - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
  - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
  - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
  - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
  - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
  - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
  - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
  - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
  - ・子ども家庭庁と連携し、体制整備を検討

### 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
  - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
  - ・勤務間インターバル制度の導入促進
  - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
  - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
  - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
  - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

### 13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
  - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
  - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
  - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
  - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

**第二次大泉町自殺対策基本計画**

**令和5年11月**

**大泉町健康福祉部健康づくり課**

**〒370-0523 邑楽郡大泉町日の出55番1号**

**電話 0276-62-2121**

**FAX 0276-62-2108**